

小規模県立高等学校の運営状況 に係る監査の結果報告書

平成 2 0 年 3 月

広島県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1 監査のテーマ	1
2 監査の趣旨	1
3 監査の対象機関	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施方法	1
(1) 書面監査	1
(2) 実地監査	2
(3) 監査委員監査	2
6 監査の実施時期	2

第2 高等学校に係る制度等の概要

1 高等学校の設置者	4
2 高等学校の設置基準	4
3 高等学校の募集停止，廃止	4
4 高等学校の適正配置及び適正規模	5

第3 全国の学級規模別高等学校の状況

第4 監査の結果

1 県立高等学校の運営状況	8
(1) 平成19年度県立高等学校の配置状況	8
(2) 生徒の状況	10
(3) 教育内容の状況	11
(4) 教職員の配置状況	16
(5) 高等学校教育費の状況	22
2 小規模校の現状	23
(1) 1学級規模の高等学校の現状(実地監査による)	23
ア 大和高等学校	23
イ 加計高等学校	27
ウ 西城紫水高等学校	30
(2) 2学級規模の高等学校の現状(実地監査による)	33
ア 自彊高等学校	33
3 県立高等学校の再編整備の状況	37
(1) 県立高等学校再編整備基本計画の内容	37
(2) 県立高等学校(全日制課程)の学級規模別の状況	39
(3) 廃校決定に係る事務の流れ	39
(4) これまでの再編整備の状況	40
(5) 基本計画に基づくこれまでの統廃合の検討及び取組状況	40
(6) 1学級規模の高等学校に係る統廃合の条件	41

4	中国地方の募集学級数別学校数	4 5
5	全国の高等学校の再編整備に関する動向	4 5
6	広島県と岡山県の県立高等学校再編整備計画の内容及び推進方法の相違	4 8
	(1) 基本的な考え方	4 8
	(2) 広島県と岡山県の県立高等学校再編整備計画の進め方の違い	4 8
	(3) 岡山県の再編整備計画の進め方と検討方法等	4 8
7	小規模校の統廃合計画と施設整備	4 9
	(1) 県立学校施設整備方針と統廃合計画	4 9
	(2) 小規模校における工事の実績	4 9
	(3) 小規模校の統廃合計画と施設整備の整合性	5 0

第5 監査結果のまとめ

1	これまでの基本計画の進捗状況	5 2
2	小規模校の教育活動	5 2
	(1) 教科指導	5 2
	(2) 部活動	5 3
3	小規模校における施設整備	5 3

第6 監査委員意見

1	基本計画に基づく適正規模化の進捗状況と積極的な推進	5 4
2	統廃合に伴う生徒への影響の緩和策	5 4
3	小規模校の統廃合と有効な施設整備の実施	5 4
4	定年退職者等に対する非常勤講師の採用の働きかけと処遇	5 4

小規模県立高等学校の運営状況に係る監査の結果

平成20年3月21日

広島県監査委員	山崎 正博
同	芝 清
同	高橋 義則
同	加賀美和正

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

小規模県立高等学校の運営状況について

2 監査の趣旨

広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、平成13年10月に広島県教育改革推進協議会の答申を受け、平成14年3月に「県立高等学校再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。その概要は、3ページのとおりである。

基本計画では、学校の適正規模は1学年4学級から8学級とし、1学年1学級規模の学校については統廃合を、1学年2又は3学級規模の学校については、近隣校との統廃合を検討するという方針を出し、平成15年度から平成20年度までを当面の目標とし、再編整備の進捗状況を勘案しながら計画的に推進していくとしている。

これまで、毎年1~2校の募集停止を行ってきたが、平成19年度では1学年1学級から3学級規模の小規模県立高等学校（以下「小規模校」という。）は34校で高等学校数全体の40.0%と基本計画策定時（29校、32.6%）より逆に増加している。

そこで、小規模校における教育活動などの状況、問題点及び基本計画の取組状況などについて、その実態を監査することによって、今後の効果的な教育活動の展開に資することを目的とする。

3 監査の対象機関

県立高等学校（全日制課程）、県教育委員会

4 監査の着眼点

- (1) 小規模校の教育活動や教育環境は、どのようになっているか。
- (2) 小規模校の統廃合は、基本計画に基づき、どのように進められているか。

5 監査の実施方法

監査は、次により実施した。

(1) 書面監査

書面監査は、全監査対象機関から県立高等学校の運営状況について、監査調書などの提出を求めて行った。

監査調書の内容は、次のとおりである。

- ア 生徒の状況、受験者数及び入学者の状況
- イ 平成19年度入学者の出身中学校別の状況
- ウ 生徒の通学状況
- エ 平成18年度卒業者の進路状況
- オ 平成19年度入学者の教育課程における学科別設置科目の状況
- カ 学校行事、平成19年度部活動の状況

- キ 平成 18 年度及び 19 年度職員数，平成 18 年度教科別教員の状況
- ク 平成 18 年度免許外教科の授業担当の状況
- ケ 平成 19 年度校務分掌の状況
- コ 平成 18 年度の決算の状況

また，小規模校に対し，これとは別に監査調書の提出を求めた。その監査調書の内容は，次のとおりである。

- ア 教育活動と教育環境について
- イ 部活動と学校行事について
- ウ 学校評価について
- エ 廃校になった場合の影響について
- オ 現在の教育環境と教育効果についての校長の意見

(2) 実地監査

ア 実地監査対象機関

上下高等学校及び大和高等学校の2高等学校に対して，監査委員の実地監査を行った。また，加計高等学校本校，瀬戸田高等学校，西城紫水高等学校，久井高等学校及び自彊高等学校の5高等学校において，監査委員事務局職員による実地監査を実施した。

イ 選定方法

書面監査の結果を踏まえ，1学年1学級規模の高等学校を中心に，地域バランスを考慮し，対象機関を選定した。

ウ 実地監査の方法

実地監査は，監査対象機関に赴き，監査調書に基づき学校長などから教育活動全般について説明を求め，授業を参観し，施設見学を行った。

(3) 監査委員監査

書面監査及び実地監査の結果を基に，小規模校の教育活動全般について，県教育委員会を対象として，監査委員監査を行った。

6 監査の実施時期

平成 19 年 6 月から平成 20 年 3 月まで

県立高等学校再編整備基本計画の概要

広島県高校教育改革推進協議会答申 (H13.10)

県立高等学校再編整備基本計画 (H14.3)

特色づくりの推進

普通科

多様な進路希望に対応した学校づくり
コースについては学校の提案を考慮

専門高校・専門学科

拠点校の整備

農業・工業及び商業の各学科については、地域的なバランスを考慮しながら拠点校化し、普通科や総合学科も含めた本県における職業教育のセンター的な機能を持たせるため、学科の改編を含めた教育内容の見直しを行うとともに、最新の施設・設備を重点的に整備

新しいタイプの専門高校<例>

総合技術高校
複数の職業学科を置き、学科の枠を超えて科目選択できる専門高校
情報科学高校
情報に関する専門学科と、情報に関する知識と技術を基礎・基本として学習する工業や商業等の専門学科を併せ持つ専門高校

普通科に併設する専門学科

近隣の専門高校への統合や併設する普通科の教育内容の一部へ組み入れることなどを検討
総合選択制の専門学科については、必要に応じ学科改編

中高一貫教育校（併設型・連携型）

計画的・継続的な6年間の一貫教育を通じ、確かな学力の定着等を図り、生きる力を育む学校を設置

定時制・通信制課程

通信制課程を併せ持つ新しいタイプの定時制高校の設置

定時制課程と通信制課程の利点を活用し、週休日も含めて開講できる教育システムを提供する学校を、都市部へ設置

定時制独立校の設置

聴講生制度の活用など、地域に根ざした学習の場を提供する定時制独立校を設置

全日制課程併置の定時制課程

単位制の特長を活かした教育内容を構築するとともに、一定の生徒数の確保が困難な場合、統廃合する

適正規模化の推進

適正規模化の背景

少子化の進行による生徒数の減少
小規模校により効果的な教育活動の展開が困難



県立高等学校の規模及び配置の考え方(H11)

適正規模は1学年4～8学級

1学年3学級以下の学校については、近隣校との統合を検討

統廃合の考え方

1学年1学級規模の学校

当該学校の在籍状況(入学率など)、地元中学校の進学状況(地元率など)等を勘案しつつ、統廃合を行う方向で具体的な検討を進める

1学年2学級又は3学級規模の学校

今後の生徒数の推移を見ながら、近隣校との統廃合を検討する

ただし、近隣高等学校がない場合にあつては、1学年1学級規模となった段階で、前記により取り扱う

1学年4学級規模以上の学校

1学年4学級規模以上の学校であっても、スケールメリットも生かした新しいタイプの学校として、再編する場合などにおいては、近隣校との統合を検討する

実施期間 平成15年度から平成20年度までを当面の目標とし、再編整備の進捗状況を勘案しながら計画的に推進

第2 高等学校に係る制度等の概要

1 高等学校の設置者

学校を設置できるのは、国、地方公共団体及び学校法人である。(学校教育法第2条第1項)なお、市町村は、その区域の学童児童・生徒を就学させるのに必要な小・中学校を設置しなければならないとされているが、高等学校については、地方公共団体に設置義務は課せられていない。

広島県内においては、平成19年5月1日現在、国が2校、県・市が101校、学校法人が40校設置している。

2 高等学校の設置基準

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならないことになっている。(学校教育法第3条)

高等学校の設置基準の主なものは、次のとおりである。

(1) 学科の種類

ア 普通教育を主とする学科(普通科)

イ 専門教育を主とする学科

(農業に関する学科,工業に関する学科,商業に関する学科他)

ウ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科(総合学科)

(2) 授業を受ける生徒数

同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下。

(3) 教職員

高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。このほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

これら教職員の定数については、広島県では、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(以下「標準法」という。),「高等学校設置基準」及び「県立高等学校教職員配当基準」の3つの体系で定められている。

具体的には、普通科の場合、規模別の教諭の標準的な人数は、1学級規模が7人、2学級規模が15人、3学級規模が21人、4学級規模が27人、5学級規模が33人、6学級規模が39人、7学級規模が42人及び8学級規模が49人となっている。

なお、生徒の収容定員から算出する基本的な教諭の定数は、設置学科などの違いにより、収容定員が同じであっても異なる。

(4) 校舎に備えるべき施設

ア 教室(普通教室,特別教室等とする。)

イ 図書室,保健室

ウ 職員室

エ 専門教育に必要な施設

オ その他の施設として体育館

3 高等学校の募集停止,廃止

(1) 募集停止

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第5項において「学校の組織編制,教育課程,学習指導,生徒指導及び職業指導に関すること」は、教育委員会の職務権限となっており、実際には教育委員会会議に付議して募集停止を決定している。

(2) 廃止

広島県立高等学校等設置条例の改正により，高等学校の廃止を行っている。

4 高等学校の適正配置及び適正規模

高等学校の適正配置及び適正規模については，「標準法」で定められている。

標準法（抜粋）

第3章 公立の高等学校の適正な配置及び規模

第4条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

第5条 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては240人、分校にあつては政令で定める数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、夜間において授業を行う定時制の課程のみを置くものである場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

標準法施行令（抜粋）

（分校の収容定員等）

第1条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）第5条本文の政令で定める生徒の収容定員の数は、次の表の上欄に掲げる分校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

分校の区分	生徒の収容定員
すべての学年の生徒を収容する分校	100人
前項に掲げる分校以外の分校	60人

2 法第5条ただし書の政令で定める特別の理由がある場合は、当該公立の高等学校が学校教育法（昭和22年法律第26号）第51条の10の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すものである場合とする。

なお，県内では生徒の収容定員が240人を下る高等学校は，12校あり，標準法第5条に違反するのではないかと疑問が生じるが，県教育委員会は，この標準法第5条の規定について，「生徒の収容定員が240人を下らないように努力するという，いわゆる努力義務規定と解釈されており，法に違反するものではない。」との見解である。

第3 全国の学級規模別高等学校の状況

県教育委員会が策定した基本計画では、全日制高等学校の適正規模は、1 学年 4 学級から 8 学級の高等学校（以下「適正規模校」という。）とし、小規模校では、効果的な教育活動の展開が困難であるとして計画的に統廃合を推進することとしている。

ところで、平成 19 年度の全国募集学級数別学校数を調査したところ、47 都道府県のうち、1 学級規模の高等学校を有するのは、26 県、123 校で、1 学級規模の高等学校が最も多いのは北海道の 29 校となっている。広島県は、北海道に次ぎ全国 2 番目で 13 校となっている。

また、2～3 学級規模の高等学校が最も多いのは北海道の 77 校で、続いて岩手県の 33 校、山口県の 26 校となっている。広島県は 21 校で全国 6 番目に多い県となっている。

小規模校が最も多いのは、北海道の 106 校で、2 番目は岩手県の 39 校、3 番目は広島県の 34 校となっている。

表 2 の棒グラフのとおり、全国の都道府県立高等学校における小規模校の占める割合は、1 学級規模が 3.5%、2 学級規模が 8.0%、3 学級規模が 9.0%で、合計 20.5%であるが、広島県では、1 学級規模が 15.3%、2 学級規模が 14.1%、3 学級規模が 10.6%で、合計 40.0%であり、広島県は小規模校の占める割合が高い。

このように、広島県は、全国有数の小規模校が多い県となっているが、県教育委員会は、この背景として、「過疎化が進む中山間地域に立地する学校数が多いことや、中山間地域における中学校在籍者数の減少率が高いことがあげられる。」と分析している。

しかし、同じ中国地方の岡山県や鳥取県を見ると、1 学級規模の高等学校は、両県とも 0 校となっている。

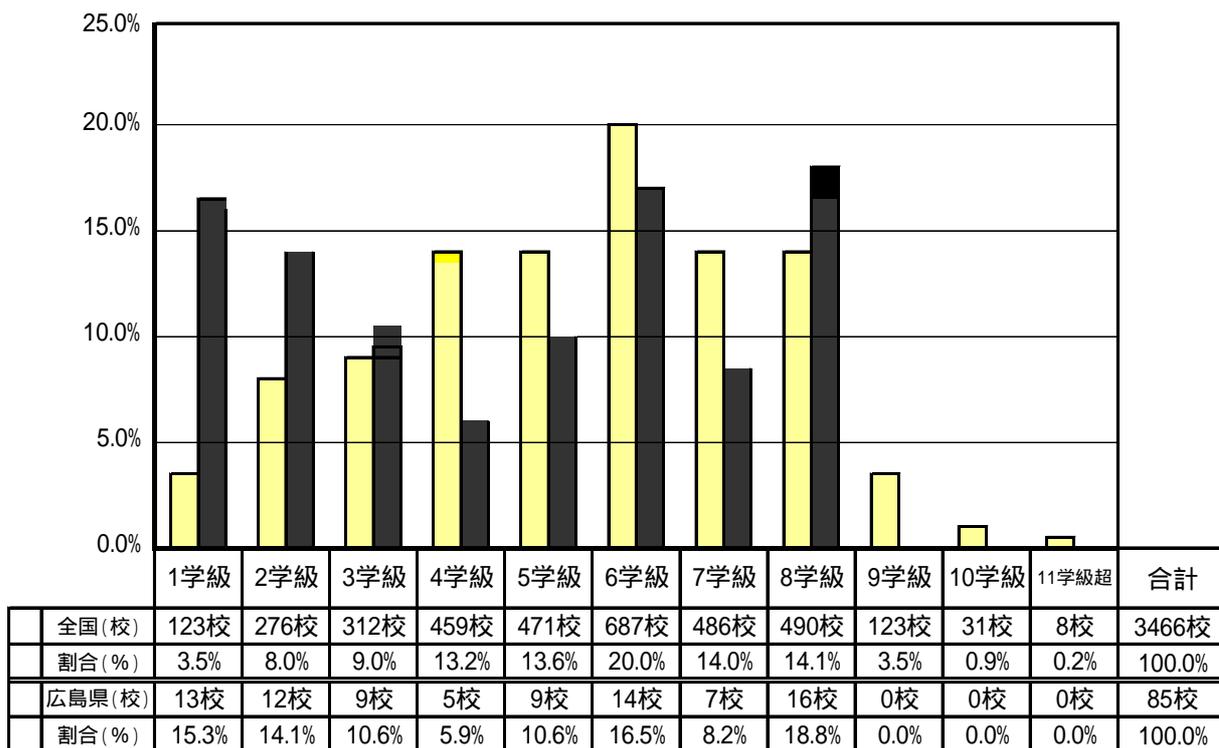
〔表 1〕平成 19 年度全国募集学級数別学校数

学級規模	学校数	学校数の区分	都道府県数	県名
1 学級	123 校	10 校以上	2	北海道 29, 広島県 13
		5～9 校	7	青森県 9, 兵庫県 8, 岩手県 6, 福島県 6, 高知県 6, 和歌山県 5, 島根県 5
		1～4 校	17	山口県 4, 長崎県 4, 山形県 3, 東京都 3, 愛媛県 3, 熊本県 3, 大分県 3 外
		0 校	21	富山県, 石川県, 山梨県, 長野県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 鳥取県, 岡山県, 香川県, 外
2～3 学級	588 校	20 校以上	7	北海道 77, 岩手県 33, 山口県 26, 鹿児島県 25, 福島県 22, 広島県 21 , 長野県 20
		11～19 校	17	青森県 19, 秋田県 18, 愛媛県 18, 熊本県 18, 宮城県 17 外
		6～10 校	8	三重県 10, 島根県 10, 京都府 9, 高知県 9, 沖縄県 9, 徳島県 8 千葉県 7, 愛知県 7,
		0～5 校	15	東京都 4, 山梨県 0, 大阪府 1, 香川県 1, 栃木県 2, 埼玉県 2, 鳥取県 3, 岡山県 3 外
1～3 学級の合計	711 校	30 校以上	4	北海道 106, 岩手県 39, 広島県 34 , 山口県 30
		20～29 校	8	青森県 28, 福島県 28, 鹿児島県 25, 兵庫県 21, 愛媛県 21, 熊本県 21, 秋田県 20, 長野県 20
		10～19 校	14	山形県 19, 長崎県 19, 宮城県 17, 新潟県 17, 茨城県 16, 石川県 15, 島根県 15 外
		0～9 校	21	山梨県 0, 大阪府 1, 香川県 1, 栃木県 2, 岐阜県 3, 鳥取県 3, 岡山県 3, 福岡県 3 外

（注）富山県教育委員会調査を基に作成，県名の次の数字は，高等学校数である。

校数は，都道府県立高等学校の本校と分校を合算した数である。

〔表2〕平成19年度募集学級数別学校数の割合



(注) 校数は、都道府県立高等学校の本校と分校を合算した数である。

(平成19年度 富山県教育委員会調査を基に作成)

第4 監査の結果

1 県立高等学校の運営状況

(1) 平成19年度県立高等学校の配置状況

平成19年度において全日制課程を設置している県立高等学校は、次の表のとおり合計85校であり、県内の配置図は、9ページのとおりである。

そのうち、基本計画において統廃合の対象となっている1学年1学級から3学級規模の県立高等学校は、34校で、全体の40%を占めている。

その内訳は、普通科が26校、総合学科が5校、複数の大学科を設置している高等学校が3校である。

なお、1学年1学級規模の江田島高等学校及び久井高等学校の2校は、平成19年7月13日の教育委員会会議において平成20年度からの募集停止が決定されている。

〔表3〕平成19年度学級規模別、大学科別の高等学校名

学級規模	学校数	高等学校名					
		普通科	総合学科	工業科	農業科	商業科	複数の大学科を設置
1	13	高宮，加計，加計芸北，湯来南，白木，江田島，豊田，瀬戸田，久井，大和，上下，西城紫水	大崎海星				
2	12	千代田，向原，佐伯，大柿，賀茂北，呉昭和，忠海，自彊，御調，東城，日彰館					油木
3	9	音戸，庄原格致，河内	安芸，三次青陵，神辺，因島				竹原，沼南
4	5		松永		庄原実業	呉商業	吉田，黒瀬
5	9	広，呉宮原，三原，三原東，安西	大竹	呉工業		尾道商業	府中東
6	14	呉三津田，尾道東，府中，熊野，安芸南，広島	尾道北，高陽東，戸手			福山商業	世羅，安芸府中，神辺旭，総合技術
7	7	可部，三次，廿日市西	広島観音	福山工業 宮島工業	西条農業		
8	16	広島国泰寺，福山葦陽，廿日市，賀茂，五日市，安古市，大門，福山明王台，高陽，広島井口，祇園北	福山誠之館	広島工業		広島商業	広島皆実，海田
計	85	51	12	4	2	4	12

(注1)「複数の大学科を設置」する高等学校は、12校あり、6学級規模の総合技術高等学校を除き、11校は、普通科を設置するとともに、工業科、農業科などの大学科も合わせて設置している。総合技術高等学校は、工業科、商業科、家庭科を設置している。

(注2) 加計高等学校芸北分校は、以下「加計芸北」と表記する。

(注3) 庄原格致高等学校高野山分校は、平成19年度から募集停止となっているため、監査の対象機関から除いている。

(2) 生徒の状況

ア 学級規模別の在籍状況

平成 19 年 5 月 1 日現在における学級規模別の生徒の在籍状況は、次のとおりであった。

全日制課程を設置している県立高等学校へ在籍している生徒の 85.8%は適正規模校に、14.2%は小規模校に在籍している。

そのうち、1 学級規模の高等学校には 2.9%、2 学級規模の高等学校には 5.1%、3 学級規模の高等学校には 6.2%の生徒が在籍している。

また、入学定員に対する在籍人数の割合、いわゆる充足率は、学級規模が大きくなるほど高くなっている。

〔表 4 - 1〕平成 19 年度学級規模別の在籍状況

(単位：人，%)

学級規模	入学定員	定員の割合	在籍人数	在籍数の割合	充足率
1	1,800	3.8	1,260	2.9	70.0
2	3,160	6.6	2,232	5.1	70.6
3	3,280	6.9	2,710	6.2	82.6
4~8	39,363	82.7	37,496	85.8	95.3
計	47,603	100.0	43,698	100.0	91.8

【1 学級規模の高等学校における在籍状況の推移】

1 学級規模の高等学校における 1~3 年生までの、平成 15 年度から平成 19 年度の 5 年間ににおける在籍状況の推移（充足率）は、次のとおりであった。

平成 19 年度の充足率を見ると、充足率が最も高い上下高等学校は 90.0%で、充足率が最も低い高宮高等学校は 35.8%であり、同じ 1 学級規模の高等学校であっても、生徒の在籍状況には、かなりの幅があった。

また、平成 15 年度と比較し、平成 19 年度の充足率が下回る高等学校は、13 校中 6 校あった。

〔表 4 - 2〕1 学級規模の高等学校における在籍状況の推移

(単位：%)

高等学校名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
加計	52.5	57.5	50.8	47.5	55.5
加計芸北	62.5	57.5	63.3	54.2	60.0
上下	60.0	61.0	78.8	85.0	90.0
瀬戸田	81.3	79.6	75.4	75.0	81.3
白木	66.3	76.7	77.9	77.9	74.5
豊田	84.2	88.3	95.0	95.0	86.7
大和	73.3	64.2	50.8	46.7	50.0
高宮	41.7	42.5	44.2	41.7	35.8
湯来南	60.0	61.7	67.5	72.0	76.3
西城紫水	86.7	90.8	67.5	72.5	79.2
大崎海星	56.0	63.1	80.8	78.3	87.5
江田島	74.2	66.7	75.0	67.5	69.2
久井	82.5	75.0	80.0	78.3	65.0

イ 平成 18 年度卒業生の進路状況

平成 18 年度卒業生の進路状況は、次のとおりであった。

平成 18 年度卒業生数は、14,551 人で、1 学級規模の高等学校の進路状況を見ると、専修学校等が 36.4%と最も高く、就職が 34.2%，大学が 20.2%，短期大学が 4.8%，その他が 4.3%であった。

一方、適正規模校は、大学が 53.5%と最も高く、専修学校等が 21.0%，就職が 14.3%，短期大学が 7.6%，その他が 3.6%であった。

〔表 5〕平成 18 年度卒業生の進路状況

(単位：人，%)

学級規模	卒業生数 人数	大学		短期大学		専修学校等		就職		その他	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
1	415	84	20.2	20	4.8	151	36.4	142	34.2	18	4.3
2	826	263	31.8	73	8.8	259	31.4	199	24.1	32	3.9
3	948	244	25.7	91	9.6	257	27.1	302	31.9	54	5.7
4~8	12,362	6,616	53.5	943	7.6	2,591	21.0	1,767	14.3	445	3.6
計	14,551	7,207	49.5	1,127	7.7	3,258	22.4	2,410	16.6	549	3.8

(3) 教育内容の状況

基本計画では、県教育委員会が高等学校の適正規模化を推進する背景として、「小規模化により効果的な教育活動の展開が困難であること」をあげており、そのため、1~3 学級規模の高等学校については、統廃合を進めるとしている。

「小規模化により効果的な教育活動が困難である」ということは、小規模校の教育活動が、具体的にどのような状態であることか、県教育委員会の見解は次のとおりである。

小規模校は、学習活動や部活動において、お互いに切磋琢磨する機会が乏しいこと。

小規模校は、部活動、特に一定人数を必要とする部において、大会などに参加できないこと。加えて、生徒が選択する部が限られること。

ア 科目数の状況

県教育委員会は、基本計画において「学習指導要領では、多様な選択科目の開設を学校に求めており、小規模校にあっては、十分な対応が難しい状況も予想される。」としている。

そこで、平成 19 年度入学者の教育課程における学科別設置科目数をみると、次のとおりであった。

平成 15 年度の学習指導要領の改正などにより、多数の科目が設置されている。こうした中、普通科や総合学科については、学級規模が大きくなるにつれ、設置科目数は多くなる傾向が見られ、この差は、選択科目の設置数と考えられ、適正規模校のほうが、生徒は進路希望に適した科目を選択できる環境が整えられている。

一方、小規模校では、教育課程編成面において、生徒のニーズに応えたくても、教諭等の人数が少ないため、設置科目数（例えば、教科の理科における物理、化学などの科目数）には、差が生じている。

また、実地監査において、生徒の進路希望などに応じて設定している選択科目における授業参観を実施したところ、1 学級規模の高等学校では、1 科目の履修人数が 2~3 人程度で授業が展開されている高等学校があった。

これは、生徒一人ひとりに応じた教育を行うことができやすい環境ともいえるが、一方で、前述したように、県教育委員会が、小規模校では、学習面においても、切

磋琢磨できないため、効果的な教育活動が困難であるとした点について、その状況が見られた。

〔表6〕平成19年度入学者の教育課程における学科別設置科目数
(単位：科目)

学級規模	普通科	総合学科
1	46.0	92.0
2	53.0	(総合学科校なし)
3	51.8	119.8
4～8	58.2	145.0

イ 部活動の状況

平成19年5月1日現在の部活動の状況は、次のとおりであった。

開設している部の数の平均については、1学級規模の高等学校は12部、適正規模校は32部で、約3倍の差がある。

また、1つの部の平均部員数については、1学級規模の高等学校は7.7人となっているのに対し、適正規模校は16.9人で、約2倍の差がある。そのため、例えば、野球部やサッカー部や吹奏楽部などのように、一定の人数を必要とする部については、団体競技の大会などへ参加が難しい状況があり、団体競技の大会などへの参加が不可能な部の割合は、1学級規模の高等学校は26.3%であるのに対し、適正規模校は5.8%となっている。

このように、小規模校は、適正規模校と比較すると、部の数が少なく、生徒は、クラブの選択幅が狭くなっていると同時に、1つの部の平均部員数が少ないため、団体競技の大会などへの参加ができない割合が高くなっている。

〔表7-1〕平成19年度学級規模別の部の状況
(単位：人，%)

学級規模	部の数の平均	1つの部の平均部員数	大会(団体競技)などへの参加が不可能な部の割合
1	12.0	7.7	26.3
2	15.7	9.4	13.8
3	20.1	10.4	12.7
4～8	32.0	16.9	5.8

【1学級規模の高等学校の大会の参加の状況】

1学級規模の高等学校での部の数などについて調査したところ、次のとおりであった。

1学級規模の高等学校の開設部数は、江田島高等学校が4部で最も少なく、上下高等学校が20部で最も多い。学級規模が同じであっても、開設している部の数には差がある。

1つの部の平均部員数は、加計高等学校芸北分校を除き、部員数が1桁である。

大会(団体競技)などへの参加ができない部の割合も、大和高等学校及び江田島高等学校は0%で最も少なく、上下高等学校は70.0%で最も高い。このような差が生じる背景には、各高等学校ごとの部の開設方針に違いがあるからと考えられる。

具体例として、実地監査によると、西城紫水高等学校は、部の加入は必須としているが、生徒数が少ないため、一定人数を必要とする野球部やサッカー部の両方を開設することは難しいと判断し、野球部は開設するが、サッカー部は開設していない。

このように、主に大会などの参加に重点を置く高等学校がある一方、大会などの参加は問わず、生徒が希望する部は、なるべく開設する方針の高等学校があるなど、二極化しており、各高等学校によって、部の開設状況は異なっている。

このため、部の数を絞り、大会へ参加するか、もしくは部の数を絞らず、生徒のニーズに応えるかにより、大会（団体競技）などへの参加ができない部の割合に差が生じることになる。

また、一部の小規模校では、大会などへ参加する機会を生徒に与えるため、他の部から部員を補充し、大会などへ参加している実態もあった。

このように、生徒数が少ない中、部員を補充してでも、生徒を大会へ出場させてやり、充実した高校生活を過ごさせたいという、各高等学校の思いが伝わるところであり、部活動の教育的意義が確立されているからこそその取組であると考えられる。

小規模校の部活動については、デメリットの面が多くあるが、部の加入人数が少ないために、指導者から一律の指導ではなく、一人ひとりの実技能力に応じた指導が受けられることや、大会へ参加できる確率が高いことは、小規模校のメリットである。

〔表 7 - 2〕平成 19 年度 1 学級規模の高等学校の部の状況

(単位：人，部，%)

高等学校名	在籍者数	部の数	加入者数	1つの部の平均部員数	部員数が少ないため、大会（団体競技）への参加ができない部の数	部員数が少ないため、大会（団体競技）への参加ができない部の割合
加計	111	15	106	7.1	4	26.7
加計芸北	72	11	155	14.1	1	9.1
上下	108	20	125	6.3	14	70.0
瀬戸田	130	11	83	7.5	3	27.3
白木	149	15	84	5.6	7	46.7
豊田	104	12	81	6.8	2	16.7
大和	60	6	50	8.3	0	0.0
高宮	43	10	52	5.2	2	20.0
湯来南	122	14	129	9.2	3	21.4
西城紫水	95	12	113	9.4	1	8.3
大崎海星	105	18	142	7.9	1	5.6
江田島	83	4	24	6.0	0	0.0
久井	78	8	61	7.6	3	37.5

(注 1) 次のとおり、募集定員が 80 人から 40 人に減少した高等学校がある。

加計高等学校、白木高等学校：平成 19 年度から 40 人募集定員

湯来南高等学校、瀬戸田高等学校：平成 18 年度から 40 人募集定員

(注 2) 部の数は、運動部及び文化部を合算した数である。

(注 3) 1 人の生徒が複数の部に参加している場合があるため、加入者数が、在籍者数を上回る高等学校がある。

(ア) 大会などへ参加できないことに対する生徒と高等学校の思い

1 学級規模の部活動の現状を考えたとき、各高等学校では、生徒の気持ちを次のように分析している。

少人数での練習しか行えない部活動や、大会などへ参加できない部活動では、部員不足とはいえ、生徒は、残念な気持ちを持っているであろうし、魅力を感じないだろう。

生徒は、真剣勝負の試合で、負けたときの悔しさや、勝ったときの嬉しさを味わいたいと思っている。

来年度こそは、部員を集めて、大会などに出たい。それまで前向きにがんばっている。

大会へ参加できない生徒は、他の部から勧誘されて、他の種目で大会などへ参加している場合もある。

このような生徒の思いを受けて、各高等学校は、生徒たちの意欲を喚起して、高校生活を真に実りあるものにしようとしているが、実際には困難であるという思いを持っている。

(イ) 小規模校における部活動と生徒のニーズ

実地監査及び監査調書によると、小規模校は、生徒数及び教職員数が少ないため、どのように部の活動を活性化させていくか、あるいは、部の統合や整理を検討せざるを得ないという課題を抱えている。ただ、生徒の希望を考慮すると、部の統合や整理は難しい状況がある。

また、中学生が進学先の県立高等学校を選択する場合、当該県立高等学校の開設している部の種類は、進路選択の大きな要素となっており、生徒数や教職員数が少ないことを理由とした部の統合や整理について、慎重にならざるを得ない小規模校の現状がある。

(ウ) 小規模校における部活動の指導者

部の指導者については、小規模校は適正規模校と比較した場合、教職員数が少ないため、複数の部の指導を担当せざるを得ない場合や、経験をしたことのない部の指導を行わなければならないことがあり、実技指導が十分できないなどの課題を抱えている。

また、教職員数が少ないため、1人の教職員に係る負担は多い。例えば、部活動では、1つの部を複数の教職員に担当させることは難しいため、部の指導を1人が行い、さらに学級担任がある場合や進路指導や生徒指導などの校務分掌の役割も担当している。

このように、1人何役もの業務をこなさなければならないため、部活動の指導が、十分にできないという実態もある。

また、小規模校では、専門の指導者がいるので、その部を重点化したいと考えても、教職員が少ないため、おおむね1人体制で部の担当を割りあてており、その職員が人事異動でいなくなった際には、後継者が得られず、部活動の重点化が継続してできないのではないかと心配を抱えている高等学校もある。

(エ) 小規模校における部活動への支援

小規模校では、多くの人数を必要とする団体競技の部の設置が難しいことや、部の種類が少ないために、選択幅が狭くなり、生徒が自分の希望する部活動ができない状況がある。

県教育委員会では、小規模校においては、競技種目や部数を調整するとともに、学校だけでなく地域の教育力を活用した取組が効果的であると考えている。

特に、運動部活動を魅力あるものにするためには、指導の充実が必要であり、そのため、地域の専門的な技術指導のできる指導者を、運動部の指導者として活用する「運動部活動外部指導者派遣事業」を実施している。

平成19年度は、66校100部に事業を適用し、そのうち小規模校は、23校31部を対象となっている。小規模校の内訳は、1学級規模の高等学校が6校9部、2学級規模の高等学校が10校15部、3学級規模の高等学校が7校7部となっている。

この事業は、特に、指導者に課題を抱えている小規模校を重点化せず、県立高等学校全体へ均等に事業を展開している。

以上のとおり、小規模校では、生徒数が少なく大会へ参加できないことや、希望する部がないため、部活動が難しいなど、小規模校ならではの事情により部活動には限界があるという状況が見られた。

教科外活動の中心として、部活動がある。部活動は、学校で計画する教育活動であり、生徒が共通の興味・関心を追求し、学年を越えた集団生活の中で学ぶべきことは多い。

また、大会などへ参加することの究極の目的は「勝つ」ことではなく、生徒の協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師とのふれあいの場として、「生きる力」を身に付けることであり、その意味でも部活動は、大きな意義がある。

小規模校では、このような様々な制約があり、県教育委員会が、小規模校が部活動の面で、効果的な種々の意義を有する部活動について、教育活動が困難であるとした具体的な事例があった。

ウ 体育祭の実施状況

平成 19 年度の体育祭の実施状況は、次のとおりであった。

監査対象校 85 校のうち、72 校、84.7%の高等学校が実施するとしている。

小規模校の実施率は適正規模校とおおむね違いはないが、実施に当たっては、小規模校では、生徒数が少ないため、団体競技種目が限定されてしまうことや、生徒が連続して競技に出場しないようにするなど種目構成の難しさがあるなどの課題を抱えている。

こうした中で、以前から地元団体と合同で体育祭を実施したり、PTA が参加するなど、地域住民や保護者の支援や協力を得て、体育祭を盛り上げている高等学校もあり、地域住民も体育祭を楽しみにしているなど、地域との結びつきが強く、地域の教育力が教育活動に貢献している小規模校もあった。

小規模校は生徒数が少ないため、生徒への負担は大きいものの、多くの種目に参加でき活躍できることや自主的な運営ができることなど、良さもある。

〔表 8〕平成 19 年度学級規模別の体育祭の実施状況

(単位：校，%)

学級規模	体育祭を実施する	実施率	体育祭を実施しない	非実施率	体育祭を実施しない高等学校名(予定を含む。)
1	10	76.9	3	23.1	上下, 大和, 西城紫水
2	10	83.3	2	16.7	大柿, 油木
3	8	88.9	1	11.1	神辺
4~8	44	86.3	7	13.7	府中東, 呉工業, 福山商業, 戸手, 福山工業, 西条農業 庄原実業
計	72	84.7	13	15.3	

エ 文化祭の実施状況

平成 19 年度の文化祭の実施状況は、次のとおりであった。

監査対象校 85 校のすべての高等学校で実施するとしている。

小規模校では、すべての高等学校で文化祭は実施されているが、適正規模校と比較した場合、生徒数が少ないため展示作品やステージ発表が少なくなり、文化祭の盛り上がりには欠けるという問題点が生じている。

こうした中で、地元の祭に合わせて合同で文化祭を実施したり、PTA がバザーをするなど、体育祭と同様に、地域住民や保護者の支援や協力を得て、文化祭を盛り上げている高等学校もあり、地域住民も文化祭を楽しみにしているなど、体育祭と同様に、地域との結びつきが強く、地域の教育力が教育活動に貢献している小規模校もあった。

〔表 9〕平成 19 年度学級規模別の文化祭の実施状況
(単位：校，%)

学級規模	文化祭を実施する	実施率
1	13	100.0
2	12	100.0
3	9	100.0
4~8	51	100.0
計	85	100.0

オ 修学旅行の実施状況

小規模校では、一部の高等学校において、生徒数が少ないため、修学旅行の実施を見送ったり、以前は目的別に日程や行先などを変えて分割型の実施としていたが、同一日程などにする合同型の実施に変更せざるを得なくなったり、また経費が割高になり、生徒の負担が大きくなるなどの問題が生じていた。

(4) 教職員の配置状況

ア 常勤職員

(ア) 学級規模別の教諭数等の状況

平成 19 年度における教諭等の配置状況は、次のとおりであった。

小規模校は、1 校当たりの教諭等の数は少ないが、教諭等の 1 人当たりの生徒数を比較してみると、1 学級規模の高等学校は、8.8 人、2 学級規模の高等学校は、9.8 人、3 学級規模の高等学校は、11.5 人、4~8 学級規模の高等学校では、14.9 人と、1 学級規模と適正規模校を比較した場合、適正規模校の方が、教諭等 1 人当たりの生徒数は多く、約 2 倍の差がある。

小規模校では、教諭等の 1 人当たりの生徒数が少ないため、生徒は、きめ細かい指導を受けることができる反面、多くの先生に接することができず、多様な見方や考え方を身に付ける機会が少ないことが考えられる。

〔表 10〕平成 19 年度学級規模別の教諭数等の状況

(単位：人)

学級規模	学校数	教諭等の人数	1 校当たりの教諭等の人数	在籍生徒数	教諭等 1 人当たりの生徒数
1	13	143	11.0	1,260	8.8
2	12	227	18.9	2,232	9.8
3	9	236	26.2	2,710	11.5
4~8	51	2,513	49.3	37,496	14.9
計	85	3,119	36.7	43,698	14.0

(注)「教諭等の人数」は、平成 19 年度公立学校基本数調査における「教諭・助教諭・講師」の人数である。在籍生徒数は、平成 19 年 5 月 1 日現在の在籍生徒数である。

(イ) 小規模校と適正規模校の教諭等の配置状況

1 学級規模と適正規模の高等学校とでは、どのように教科、科目の配置に違いがあるか、また、この違いから、教科指導の面において生徒にどのような影響があるかを調査したところ、次のとおりであった。

なお、調査に当たっては、サンプルとして、同一市（三原市）内の 2 校について、「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」、「外国語」の、いわゆる、「主要 6 教科」への配置状況を対象とし、平成 18 年度の実態を、規模別に調査比較した。

【1 学級規模の高等学校 大和高等学校】

大和高等学校は、三原市北部に位置する 1 学級規模の小規模校で、普通科を設置している。

大和高等学校における主要 6 教科、科目に係る教諭等の人数は、国語で 2 人、世界史・日本史・地理・公民で 1 人、数学で 1 人、物理・化学・生物・地学で 1 人、外国語 1 人の、計 6 人である。

世界史・日本史・地理・公民で配置された担当教諭等は、「公民」が専門的な科目であるため、本来の専門である公民の授業を担当するとともに、専門外である世界史及び日本史の教科も担当している。

また、物理・化学・生物・地学も同様に、1 人の配置となっている。配置された教諭等は、専門科目である化学を担当している。

大和高等学校では、理科の選択科目については、物理・生物・地学の科目は開設していない。

平成 15 年度から導入された学習指導要領では、多様な選択科目の開設を学校に求めているが、基本計画では、「小規模校にあっては、十分な対応が難しい状況も予想される」としており、その懸念が現実化していると考えられる。

このようなことから、生徒は、理科については、選択科目は化学しか設定されていないため、科目選択権はなく、高等学校を卒業するための単位数は取得できても、進路選択をする上では、大きな影響があると考えられる。

〔表 1 1〕平成 18 年度大和高等学校の教科、科目別の教諭等の配置状況

(単位：人)

区分	国語	地理歴史			公民	数学	理科				外国語
		世界史	日本史	地理			物理	化学	生物	地学	
教諭等の人数	2	1				1	1				1
専門											
専門外											

【適正規模校の高等学校 三原東高等学校】

大和高等学校と同じ三原市に位置する 5 学級規模の適正規模校で普通科を設置している三原東高等学校を例にすると、次のとおりであった。

主要 6 教科、科目に係る教諭等の人数は、国語で 7 人、世界史・日本史・地理・公民で 6 人、数学で 7 人、物理・化学・生物・地学で 6 人、外国語 6 人の、計 32 人である。

世界史・日本史・地理・公民で 6 人の配置となっており、世界史、日本史、地理、公民すべてにおいて、それぞれが担当教諭等の専門的科目である教諭等が配置されている。

また、物理・化学・生物・地学は、6 人の配置となっており、物理、化学、生物のすべてにおいて、それぞれが担当教諭等の専門的科目である教諭等が配置されている。

小規模校の大和高等学校では、教諭等は、各教科1名の配置にすぎないが、適正規模校の三原東高等学校は、同一教科の科目で、すべて専門の教諭等が配置されているという差がある。

このように、同じ行政区域内に位置した高等学校であり、設置学科が同じであっても、学級規模によって、授業での質の差として表われるとともに、科目の開設が限られることで、進路選択に著しく制約が生じる面があるのではないかと考えられる。

〔表12〕平成18年度三原東高等学校の教科、科目別の教諭等の配置状況

(単位:人)

区分	国語	地理歴史			公民	数学	理科				外国語
		世界史	日本史	地理			物理	化学	生物	地学	
教諭等の人数	7	6				7	6				6
専門											
専門外											

(ウ) 学級規模別の教科指導における教諭等の配置状況

学級規模別における地理歴史、公民及び理科における専門教諭等の配置状況については、次のとおりである。

【地理歴史・公民】

1学級規模の高等学校では、世界史、日本史、地理、公民の科目に対して、専門外の教諭等が配置されている率が高くなっている。適正規模校は小規模校と比較すると、世界史、日本史、地理、公民は、すべて専門教諭等が配置されている率が高い。

世界史については、専門外の教諭等の配置が、1学級規模では、配置された教諭等の約60%であり、適正規模校は、約35%である。

また、同様に、日本史についても、1学級規模では、配置された教諭等の約53%は、専門外の教諭等であるが、適正規模校では、約10%となっている。

〔表13〕平成18年度地理歴史、公民における教諭等の配置状況

(単位:%)

学級規模	地理歴史						公民	
	世界史		日本史		地理		公民	
	専門	専門外	専門	専門外	専門	専門外	専門	専門外
1	33.3	60.0	33.3	53.3	11.1	66.7	40.0	46.7
2	43.8	43.8	56.3	37.5	50.0	33.3	33.3	57.1
3	63.6	36.4	38.5	46.2	66.7	33.3	40.0	53.3
4~8	60.2	35.2	83.2	10.1	47.8	41.3	57.5	35.1

(注) 率については、この他に、免許外教科担当教員の配置や非常勤講師の配置があるため、科目ごとで合算した場合、100%とならない。

【理科】

理科については、適正規模校は、小規模校と比べ、物理、化学、生物及び地学の4科目すべてにおいて、専門教諭等が配置されている率が高くなっている。

一方、1学級規模の高等学校については、生物が専門の教諭等の配置の率が高いが、物理、化学については、専門外の教諭等が配置されている率が高くなっている。

地学については、1学級規模及び2学級規模は、教諭等が配置されず、科目が設定されていない。また、3学級規模の高等学校では、専門外の教諭等が配置されている。

物理については、1 学級規模では、配置された教諭等の約 43%が専門外の教諭等であるが、適正規模校は約 4%となっており、大きな差がある。

また、同様に、化学についても、1 学級規模では、配置された教諭等の 50.0%は、専門外の教諭等であるが、適正規模校では 8.0%と、物理同様大きな差がある。

〔表 1 4〕平成 18 年度理科における教諭等の配置状況

(単位：%)

学級規模	理科							
	物理		化学		生物		地学	
	専門	専門外	専門	専門外	専門	専門外	専門	専門外
1	28.6	42.9	28.6	50.0	66.7	16.7		
2	54.5	27.3	70.6	17.6	42.9	19.0		
3	63.6	27.3	58.8	23.5	53.3	33.3	0.0	100.0
4~8	81.5	3.7	76.1	8.0	71.7	15.0	81.8	13.6

(注) 率については、この他に、免許外教科担当教員の配置や非常勤講師の配置があるため、科目ごとで合算した場合、100%とならない。

イ 非常勤講師

(ア) 非常勤講師が配置される考え方

県立高等学校では、規模にかかわらず、非常勤講師が配置されている。

非常勤講師について、県教育委員会は、次の 2 点の考え方により、配置している。

開設科目の授業担任者がいない場合は、当該科目の免許を持たない教諭等が担当することになるが、この免許外教科担当教員の解消を目的として配置している。

少人数指導などによる多展開の授業や多様な科目開設等によって、授業実施上必要な時間数を確保するため非常勤を配置している。

(イ) 学級規模別の教諭等と非常勤講師の配置状況

平成 19 年度における学級規模別の教諭等と非常勤講師の配置人数は、次のとおりであった。

1 学級規模の高等学校では、非常勤講師は、常勤職員の教諭等の人数と同数程度配置されていた。

一方、適正規模校では、非常勤講師の人数は、常勤職員の約 4 分の 1 であった。

〔表 1 5〕平成 19 年度学級規模別の教諭等と非常勤講師の配置人数

(単位：人)

学級規模	教諭等の人数 (常勤職員)	非常勤講師の人数
1	11.0	10.5
2	18.9	8.7
3	26.2	11.8
4~8	49.3	12.2

(ウ) 学級規模別の非常勤講師が担当する授業時間の状況

平成 18 年度における年間の総授業時間数について、非常勤講師が担当する授業時間数の学校規模別の割合は次のとおりであった。

1 学級規模の高等学校では、年間の総授業時間数の約 31%を非常勤講師が担当しているのに対し、適正規模校では、総授業時間数の約 14%を非常勤講師が担当し、非常勤講師が担当する授業時間数は、約 2.4 倍の差がある。

〔表16〕平成18年度非常勤講師の授業時間数の割合

(単位：%)

学級規模	非常勤講師が担当する授業時間数の割合
1	31.1
2	19.2
3	19.9
4～8	13.5

(エ) 高等学校別の非常勤講師が担当する授業時間数の割合

平成18年度の非常勤講師が担当する授業時間数の割合が高い高等学校10校と低い高等学校10校は、それぞれ次の表のとおりであった。

年間の総授業時間数のうち、非常勤講師の担当授業時間数の割合が高い高等学校は、10校のうち9校が小規模校であり、そのうち1学級規模の高等学校は7校となっている。

一方、年間の総授業時間数のうち、非常勤講師の担当授業時間数の割合が低い高等学校は10校のうち9校が適正規模校となっている。

〔表17〕平成18年度非常勤講師が担当する授業時間数の割合

(単位；学級，%)

順位	非常勤講師が担当する授業時間数の割合が高い高等学校			非常勤講師が担当する授業時間数の割合が低い高等学校		
	学級規模	高等学校名	割合	学級規模	高等学校名	割合
1	6	世羅	40.5	8	広島商業	3.6
2	1	大崎海星	39.6	8	五日市	3.8
3	1	豊田	39.5	5	大竹	4.0
4	1	高宮	37.8	5	呉工業	4.2
5	1	上下	36.7	5	安西	5.2
6	1	加計	35.5	6	福山明王台	6.3
7	1	久井	35.3	2	大柿	7.3
8	1	西城紫水	33.5	7	宮島工業	7.3
9	3	竹原	32.8	7	三原東	7.3
10	3	河内	29.9	6	総合技術	7.5

(オ) 小規模校において非常勤講師の授業時間数が多い理由

前述したように、平成18年度の年間授業時間数に占める非常勤講師の授業時間数は、小規模校の平均が約31%で、適正規模校の平均が約14%となっている。

この現状についての県教育委員会の見解として、次の3点が示された。

配置人員と開設科目単位数等（多様な教科・科目の設定、少人数指導・習熟度別編成）との関係において、各教科1名の配置が多い小規模校は、教科担当者が複数配置となる適正規模校と比較し、授業時間数や人員に占める非常勤講師の割合は必然的に高くなる。

高等学校の規模にかかわらず、少人数指導や習熟度別指導の実施、特色のある教育課程の編成に伴う多様な教科・科目の設置や学校設定教科・科目の設置など、どの高等学校においても教育課程を編成し、実施していく上で、必要な非常勤講師時間数については措置し、教育活動を支援している。

小規模校各校においては、効果的に非常勤講師を活用し、生徒の学力向上やきめ細やかな指導、特色ある学校づくりに取り組んでいる。

上記理由と、県教育委員会が示した「非常勤講師を配置する考え方」とを照らし合わせると、小規模校では、適正規模校と同様に、少人数指導などによる多展開の授業や多様な科目開設などを行おうとする場合、教職員の定数は、法令や県の基準により定められているため、教諭等の配置数が少なく、非常勤講師に頼らざるを得ない状況が生まれ、適正規模校より、非常勤講師が担当する授業時間数の割合が、必然的に高くなる状況となっている。

(カ) 非常勤講師の採用基準について

非常勤講師は、「県立学校非常勤職員の取扱いに関する要綱」に基づき、各高等学校の校長が委嘱することとなっている。

委嘱条件は、地方公務員法第 16 条及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条の欠格条項に該当しない者で、当該高等学校が必要とする科目の教員免許状を有し、業務の遂行に相当と認められる者となっている。

1 学級規模の高等学校での選考基準について、県教育委員会は、「各県立高等学校長に上記の規定以外の統一的な基準は示さず、各高等学校がその特色づくりを推進する中で、各高等学校のニーズや地域の状況にあった非常勤講師を、当該高等学校長が直接面接などを行って採用するという現在の方法が、現段階では望ましい。」としている。

平成 18 年度総授業時間数に占める非常勤講師の授業時間数の割合が高い 1 学級規模の高等学校では、13 校中 4 校で、独自の選考基準を設けている。その内容を見ると、「教員として適切な人物であること。」や「生徒とのコミュニケーションがとれ、指導力があること。」など、抽象的な内容となっており、具体的な選考基準とはなっていない。

また、これまでの教職経験なども重要な基準と思われるが、非常勤講師の前歴を把握している高等学校は、ほとんどなかった。

(キ) 非常勤講師の処遇

非常勤講師には、「非常勤講師の報酬及びその支給方法に関する要綱」により、次の報酬が支給されることとなっている。

第 1 種報酬 職員が教科指導等に当たった場合に、当該教科指導等に当たった時間数に応じて支給する。平成 19 年度の 1 時間当たりの額は、2,550 円となっている。

第 2 種報酬 職員が教科指導等に当たった場合に、その者の通勤の事情等を勘案（通勤費相当）して、当該教科指導等に当たった日数に応じて支給する。

中山間地域に位置する小規模校では、担当する授業時間数が少ないことや、通勤時間が長くなることや、特に冬季の積雪などによる交通事情などの理由により、非常勤講師の依頼を行っても断られるケースが多く生じていた。

また、授業時間数が少ないため、非常勤講師の授業をできるだけ同一日に集中的に組むなど、時間割の編成に苦慮していた。このため、生徒は同一の非常勤講師の授業を同一日に集中または連続して受けることになるなどの影響を受けていた。

(ク) 非常勤講師採用の課題

県教育委員会では、毎年 3 月末の人事異動の内示の際に、県教育委員会が作成した非常勤講師の候補者名簿を、すべての高等学校へ配布している。

各高等学校長はこの名簿を頼りに、名簿登録者に連絡を取っているが、登録者数が少ないため、既に内定していたり、県立高等学校と同様に、中学校においても、数学や英語の少人数指導などを行っているため、非常勤講師が必要な学校が増加しており、非常勤講師採用の困難さの度合いは、高まっている。

このため、地区校長会で独自の名簿を作成したり、校内のネットワークを活用し、卒業生や地域住民、教員退職者にあたるなど、各高等学校長は、新年度に向け、十分な体制で臨めるように懸命に取り組んでいる。

こうした中、授業時間数に占める非常勤講師の授業時間数の割合が特に高い1学級規模の高等学校では、非常勤講師は、教育活動を行う上では、なくてはならない存在であり、各高等学校では、学校の課題や要望などにならなかつた非常勤講師を採用することに懸命である。

ところが、実地監査や監査調書によると、学校規模にかかわらず、非常勤講師の確保が困難な状況があり、特に、中山間地域に位置する小規模校は、都市部に比べ、地理的に不利であるため、人数を確保することでさえ難しいという問題点を抱えている。

県教育委員会は、小規模校にも、少人数指導や習熟度別指導の実施、特色のある教育課程の編成に伴う多様な教科・科目の設置や学校設定教科・科目の設置など、どの高等学校においても教育課程を編成し、実施していく上で、必要な非常勤講師時間数については措置し、教育活動を支援しているとしているが、非常勤講師が採用できないため、措置された非常勤講師時間数を使えない結果も見られる。

また、採用者を探す手段も、ハローワークに求人募集を出すなど、本務者の採用とは、採用方法に相当の差があり、様々である。

このように、小規模校は、適正規模校と同様に科目は設けることはできても、小規模校の事情により、非常勤講師の人材確保の面でも問題点がある。

(ケ) 生徒と非常勤講師の関係について

小規模校は、生徒数が少ないため、教職員は、生徒の顔と名前が一致し、日常のかかわりの中で、生徒教師間の信頼関係が生まれる。また、生徒からも、わからないことがあれば、質問をしやすい関係がある。

ところが、非常勤講師の場合は、担当授業時間が終われば、退校し、常時学校にいないため、仮に非常勤講師の授業を受けた生徒が、後でわからないことを質問しようとしても、生徒は、質問ができない状況が生じている。

この場合、生徒にとっては、その非常勤講師が次に出勤してくるまで、質問は解決されないままになったり、他の常勤職員に質問をしている状況が生じている。他の常勤職員に質問する場合もあるが、1学級規模の高等学校では、各教科1名の配置のため、質問を受けることができても、専門性の点や非常勤講師の授業内容がわからないため、十分な指導が難しい状況が生じている。

このように、小規模校は、適正規模校と同様に科目を設け、非常勤講師を採用できても、小規模校の事情により、生徒への教科指導上の問題点があり、生徒と非常勤講師の関係においても、適正規模校と比べ、教育条件が不利であると考えられる。

(5) 高等学校教育費の状況

平成19年度地方教育費調査結果に基づいて、全日制普通科を設置している県立高等学校の教育費を学級規模別に比べると、下の表のとおりとなった。

ア 1校当たりの総費用

1校当たりの年間総費用は、1学級規模の高等学校は約1.8億円、2学級規模の高等学校は約2.5億円、3学級規模の高等学校は約3.2億円、4学級から8学級の高等学校は約5.3億円の経費となっている。

イ 生徒 1 人当たりの費用

生徒 1 人当たりの年間費用は、1 学年規模の高等学校は約 171 万円、2 学級規模の高等学校は約 121 万円、3 学級規模の高等学校は約 102 万円、4 学級から 8 学級規模の高等学校は約 71 万円となっている。

〔表 18〕全日制普通科を設置している県立高等学校の学級規模別教育費等

学級規模	1 学級	2 学級	3 学級	4～8 学級
学校数（校）	13	12	9	51
1 校当たりの総費用（千円）	175,686	248,354	322,631	528,227
生徒数の平均（人）	103	206	316	738
生徒 1 人当たりの費用（千円）	1,708	1,206	1,020	708

（注）費用は、学校教育費のうち、資本的支出（建築費、設備・備品、図書購入費）を除き、消費的支出（人件費、教育活動費、管理費など）で算出した。

2 小規模校の現状

広島県では、1 学級規模の高等学校は 13 校ある。そのうち、監査委員監査を 2 校で実施し、職員調査を 4 校で実施した。このうち、広島県中央、芸北及び備北に位置する 3 校の現状は、次のとおりである。

また、2 学級規模の学校のうち、1 学級規模の高等学校と比較して、都市部で通学の利便性が高いと考えられる福山地区の自彊高等学校の現状は、次のとおりである。

（1）1 学級規模の高等学校の現状（実地監査による）

ア 大和高等学校

（ア）沿革

昭和 23 年に設置された広島県本郷高等学校豊田分校と広島県世羅高等学校神田分校を昭和 38 年に統合し、広島県世羅高等学校大和分校が設置された。昭和 56 年に広島県立大和高等学校全日制本校として独立し、現在に至っている。

（イ）生徒の状況

平成 19 年度の充足率は、1 年生が 60.0%、2 年生が 45.0%、3 年生が 45.0%となっており、3 学年全体での充足率は 50.0%である。

卒業生の進路については、専修・各種学校が 41.7%と最も高く、大学・短大が 25.0%、就職が 25.0%、その他が 8.3%となっている。

生徒の異動状況を見ると、平成 18 年度は 7 人が退学した。その理由は、怠学などである。

〔表19〕在籍状況，進学就職状況及び退学の状況

(単位：人，%)

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員		40	40	40	120
生徒数		24	18	18	60
充足率		60.0	45.0	45.0	50.0
進学 就職	大学・短大	3人(25.0%)			
	専修・各種	5人(41.7%)			
	就職	3人(25.0%)			
	その他	1人(8.3%)			
退学者		7人			

(注)「学科・学年」の生徒数等は，平成19年5月1日現在である。

「進学就職」，「退学」の状況は，平成18年度である。

(ウ) 通学状況

生徒の通学時間，通学方法及び通学距離は，次のとおりであった。

〔表20〕通学状況，通学方法及び通学距離の状況

通学時間	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上
割合(%)	63.3	28.3	8.4

通学方法	徒歩	自転車	交通機関	交通機関と 自転車併用	その他
割合(%)	1.7	75.0	3.3	5.0	15.0

通学距離	5km未満	5km以上～10km 未満	10km以上～20km 未満	20km以上
割合(%)	28.3	41.7	23.3	6.6

(エ) 過去5年間の生徒数，地元率等の動向

入学率は，平成15年度は約73%であり，平成16，17年度に，一時的に40%台に下がったが，平成18，19年度は60%に上がっている。

地元率は，平成15年度は約34%であったが，それ以降は約21%から約28%の間で推移している。

〔表21〕過去5年間の生徒数，地元率等の動向

(単位：人，%)

年度	入学定員	入学者数	入学率	学級数	入学者の出身中学校別人数			地元中卒者	在籍生徒数
					地元中学	その他	地元率		
H15	40	29	72.5	3	26	3	34.2	76	87
H16	40	18	45.0	3	16	2	24.6	65	77
H17	40	17	42.5	3	16	1	21.1	76	61
H18	40	24	60.0	3	17	7	22.1	77	56
H19	40	24	60.0	3	17	7	28.3	60	60

(注) 地元中学校は，大和中学校である。

地元率は，地元中学校卒業生のうち，当該高等学校への入学者の割合である。

(オ)教科等について

2年生から生徒の進路希望に応じ、情報教養コース、国際教養コース、一般教養コースの3コースを設定していたが、平成19年度に生徒数が18人となり、3つのコースに分けると、6人のクラスとなるため、県教育委員会は、3コースの開設を認めなかった。

平成19年度は、教諭等が11人、非常勤講師が7人配置されている。

前述したように、世界史・日本史・地理・公民で1人の配置となっているため、配置された担当教諭等は、専門外である世界史や日本史の教科も担当している。

また、物理・化学・生物・地学も同様に、1人の配置となっているため、配置された教諭等は、専門的な科目を担当している。大和高等学校では選択科目で、物理、生物、地学は設定していない。このため、高等学校を卒業するための単位数は取得できるが、進路選択をする上で、大きな影響があると考えられる。

なお、学校としては、こうした中、教職員が日々、生徒に声をかけることができ、それによって、生徒一人ひとりのことが良くわかり、勉強でつまずいていたらどこでつまずいたのか、どんな目標を持っているのか、目標を達成させるには、どこに力を入れれば良いか、よくわかるため、きめ細やかな指導ができる良さがあるとのことであった。

その反面、生徒数が少ないため、競争心や協調性が低下する傾向を心配していた。

(カ)部活動について

部は、硬式野球部、バスケットボール部男子、バレーボール部女子、軽音楽部、英語研究部、美術同好会の6部である。

3年生が引退した野球部は6人となり、1年生大会等に出場できない状況となっている。出場できなくても、練習に励んでおり、廃部の考えはなく、練習した者が試合に出るという方針のため、他から部員を補充し、試合に参加することはしていない。

また、小規模校では、チームプレーの種目ではなく、個人プレーの種目に活路を見出したほうが良いと考えている。

部を多く開設しても、部員の奪い合いになることが心配されるので、運動部は3部だけ開設するという方針を持っている。部の数は少なくても、早く試合に出ることができるという良さもある。

これまで、実技指導ができる教職員がいないことが課題であったが、今年度は、野球部、バスケットボール部及びバレー部に専門の指導者がいるので、生徒は生き生きと張り切って、練習や試合に臨んでいる。

(キ)体育祭、文化祭について

体育祭は、生徒数が少なく、盛り上がり欠けるなど体育祭として成立し難く、実施していない。体育祭の代わりに、年2回クラスマッチをしており、7月実施の際は、保護者にも参加をしてもらい実施している。

文化祭は、地元の町の「元気まつり」という祭に合わせて実施している。保護者にも参加してもらい、平成19年度からは地元中学校や地元の団体などと合同文化祭を企画している。

保護者や地域の支援と協力は不可欠である。

(ク)高等学校の存続に係る地元要望と地域支援について

大和高等学校教育振興会は、平成11年12月8日に広島県教育長に対して、大和高等学校の存続・発展についての陳情書を提出している。

この会は、昭和53年4月1日に大和高等学校の教育の振興に寄与する事を目的

に設立され、旧大和町の町長、議会正副議長、助役、議会総務文教委員長、教育長、大和中学校長、学識経験者（企画課長、教育委員会委員長、学事課長、大和高等学校教頭、大和高等学校事務長）、大和高等学校PTA会長及び大和高等学校長の14名で組織されていた。

大和高等学校PTAでは、平成11年12月から平成12年1月にかけて大和町内で大和高等学校に関する署名活動を行い1,135人の署名を集めた。

大和高等学校の所在する大和町は、平成17年3月22日に、三原市と合併した。三原市となっても、旧大和町の時代から、教育振興費として補助してもらっており、地域の熱意を感じているが、自治体の財政状況や生徒数の減少から、今後、同額での補助や補助自体の継続がなされるのかどうか、学校は不安を持っているとのことであった。

（ケ）現在の教育環境及び教育効果について校長の意見

現在の学級規模、生徒数及び教職員数等を総合的に判断して、現在の教育環境及び教育効果についての校長の意見は、次のとおりである。

【監査調書全文】

小規模校なので体育祭は行っていない。代わりに年2回の球技大会を行っている。1学期（7月）は、生徒・保護者・職員が参加してのリーグ戦形式とし、2学期（9月又は12月）は、生徒だけの学年対抗戦形式をとっている。少人数ではあるが、生徒は真剣に取り組み、体育的行事の目的は達成していると思っている。

学習面では、小規模校だから出来る一人ひとりの到達度に応じた個別指導に力を入れている。この指導が効果を上げており、就職・進学面で一定の成果を出している。一度に多くの生徒を相手にする大規模校ではできない小規模校のメリットである。

生活指導面では、中学校時代に不登校だった生徒が立ち直り、登校できるようになってきている。同級生の支えや、教員の献身的な指導が実を結んだ結果で、小規模であるが故に安心して登校できる学校になり得ているのではないかと自負している。

本校の「総合的な学習の時間」では、地元町民の中から「一芸に秀でた人」を講師に迎え、現在、7講座を開設している。生徒はその中から1講座選択し、年間を通じて学習する方式なので、この講師の方々とも親しくなっている。

また、講師の方々には、講師依頼をすると喜んで引き受けていただいている。本校の「総合的な学習の時間」は、地元密着型で順調に行われている。

ある講師の方が語った言葉に、「若い人（高校生）を教えるというのはすごく楽しい。高校生から先生と呼ばれるし、若いエネルギーもいただける。講師に行ける月曜日をいつも楽しみにしている。」とおっしゃってくださっており、青・壮間の交流は非常にいいムードの中で行われている。

授業も静かに落ち着いた中で実施されており、就職・進学も順調にしている。近年、特に4年生大学への受験者が増えている。このように、本校は小規模校だが着実に教育成果を上げているので地元の方々からの信頼も年々上がっている。

又小規模校は、教員が生徒全員の名前をフルネームで覚えており、声も掛け易い。家庭での事、学習のつまずきや気持ちの変化等でも素早く察知し、対応できている。「一人ひとりに応じた指導をしてくれる学校で学びたい。」と思う者は本校のような小規模校で学ぶのが良い。逆に、大規模校で学びたい者は大規模校で学ぶのも良い。行き届いた教育をするには、大・中・小規模の学校をそれぞれ準備し、生徒・保護者に選択させるのが良いと考える。小規模校では教育効果が上がらないと考えている人がいれば実態を知り、考え直していただきたい。

イ 加計高等学校

(ア) 沿革

昭和3年に県立加計実業学校が設立され、平成19年度で79周年を迎えている。

加計高等学校は、安芸太田町に位置するが、他の行政区域内である北広島町に加計高等学校芸北分校を併設している。安芸太田町では唯一の県立高等学校となっている。

平成20年度、平成21年度に、体育館の新築工事が予定されている。工事費は約3.2億円の見込みである。

(イ) 生徒の状況

平成19年度の充足率は、1年生が100.0%、2年生が45.0%、3年生が43.8%となっており、3学年全体での充足率は、55.5%である。

1年生の充足率が100%となっているのは、平成19年度から定員が、2学級80人から1学級40人となったためである。

卒業生の進路については、就職が48.7%と最も高く、専修・各種学校が40.5%、大学・短大が8.1%、その他が2.7%である。

平成18年度は4人が退学した。その理由は、進路変更のためである。

〔表22〕在籍状況、進学就職状況及び退学の状況

(単位：人、%)

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員		40	80	80	200
生徒数		40	36	35	111
充足率		100.0	45.0	43.8	55.5
進学 就職	大学・短大	3人(8.1%)			
	専修・各種	15人(40.5%)			
	就職	18人(48.7%)			
	その他	1人(2.7%)			
退学者		4人			

(注)「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

「進学就職」、「退学」の状況は、平成18年度である。

(ウ) 通学状況

生徒の通学時間、通学方法及び通学距離は、次のとおりであった。

〔表23〕通学時間、通学方法及び通学距離の状況

通学時間	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上
割合(%)	46.8	31.5	21.6

通学方法	徒歩	自転車	交通機関	交通機関と自転車併用	その他
割合(%)	12.6	19.8	54.1	4.5	9.0

通学距離	5km未満	5km以上～10km未満	10km以上～20km未満	20km以上
割合(%)	29.7	17.1	16.2	36.9

(エ) 過去5年間の生徒数，地元率等の動向

平成12年度から平成18年度まで入学定員は80人であり，入学率は40%台から60%台を推移していたが，平成19年度から入学定員が40人となり，入学率が上がっている。

地元率は，平成15年度に約46%であったが，その後平成18年度まで一貫して下がっている。定員が40人となった平成19年度は33.8%となり，前年度から1.0%増加している。

〔表24〕過去5年間の生徒数，地元率等の動向

(単位：人，%)

年度	入学定員	入学者数	入学率	学級数	入学者の出身中学校別人数			地元中卒者	在籍生徒数
					地元中学	その他	地元率		
H15	80	39	48.8	4	39	0	46.4	84	126
H16	80	48	60.0	5	36	12	43.4	83	138
H17	80	41	51.3	5	28	13	39.4	71	122
H18	80	39	48.8	3	22	17	32.8	67	114
H19	40	40	100.0	3	23	17	33.8	68	111

(注) 地元中学校は，加計中学校，筒賀中学校及び戸河内中学校である。

(オ) 教科等について

平成19年度は教諭等が10人，非常勤講師が10人配置されている。

平成18年度の年間授業時間数に占める非常勤講師授業時間は35.5%となっており，学校は，非常勤講師の担当時間数が多いと認識している。

学校は，不登校傾向がある生徒を積極的に受け入れている。

そうした中，非常勤講師は職員会議などに参加しないため，共通認識を持つことができず，指導が徹底されないことや，授業が組みにくいなどの問題点を抱えているということであった。

このため，平成20年度からは教育課程を変更し，科目数を減少させ，非常勤講師を10人から8人にするよう見直しを始めているところである。

なお，加計高等学校に入学したことで元気を回復した生徒が多くいるとのことであった。

(カ) 部活動について

部は，15部開設しているが，サッカー部，テニス部は部員数が少ないため，大会などへ参加できない状況がある。

そのため，学校生活への充実感を感じることができないで無気力に過ごす生徒がいるので，来年度は，部員を確保し，大会に出られる体制を作りたいと考えている。

また，指導者については，指導ができる教員に限られるため，練習はしても，対外試合には勝てない状況がある。射撃部については，ライフル協会の練習や合宿に参加することで専門的な指導を受けている。

こうした中，加計高等学校では，指導者確保の上での問題もあり，部員数の少ない部については，廃部の方向で検討を加えていく必要が生じてくると考えている。

(キ) 体育祭，文化祭について

体育祭は，少ない人数ながら，全員が一致協力して実施している。

文化祭は，PTAや社会福祉施設によるバザーを開設してもらっている。

(ク) 高等学校の存続に係る地元要望と地域支援について

加計高等学校の存続に係る地元要望書は提出されていないが、平成 8 年 1 月 1 日に「広島県立加計高等学校を育てる会」が発足している。現在、会長は、地元安芸太田町長となっており、町から、平成 19 年度は教育支援事業として 185 万円、修学支援事業として 265 万円、計 450 万円の補助金を受けている。教育支援事業は、進路対策講座やクラブ活動などの支援に使われている。

また、修学支援事業は、バス通学生徒にバス通学補助を行っている。

ただ、町の財政状況から年々補助金は減額されており、バス通学補助率は、平成 18 年度に 50%補助であったものを、平成 19 年度からは 30%に補助率を下げている。

また、安芸太田町長期総合計画では、「教育促進プロジェクト」を掲げ、「保・幼・小・中・高連携推進会議」を設置し、安芸太田町全体で、加計高等学校を存続させる取組を行っている。

(ケ) 現在の教育環境及び教育効果について校長の意見

現在の学級規模、生徒数及び教職員数等を総合的に判断して、現在の教育環境及び教育効果についての校長の意見は、次のとおりである。

【監査調査全文】

当校は、山紫水明の中山間地にあり、地域との密接な連携の中で、学校をとりまく自然・社会・文化を生かした教育内容を創造し、地域社会の明日を担う若者の育成に努めてきた。

教科指導では、数学・英語での習熟度別授業のほか、文系・理系・専門の 3 コースを設定し、一人ひとりの生徒の個性や興味・関心に沿った指導を目指している。多様な生徒がそれぞれの進路希望を実現していくことができるシステムにより、国公立をはじめとする大学への進学だけでなく、就職を目指す生徒についてもほぼ全員の希望を実現してきた。専門コースでは、地域の保育所や社会福祉施設との連携による実習や農業実習等の体験的学習により、生徒が生き生きと学ぶ授業を目指して取り組み、地域住民の方々からも、高校生のさわやかな姿への賞賛の声を頂いてきた。

総合的な学習の時間では「森林を考える」「菌類研究」「草木染め」「水を考える」「地域文化研究」「ゲートボール」「ITと情報」講座を設け、地域の専門家による指導や、地域に出かけての体験的な学習を通じて、地域の自然、伝統産業である林業、地域の歴史や文化への認識を深めるとともに、郷土への愛着心や誇り、地域社会や住民の方々との連帯感をも育んできた。

また、平成 19 年 1 月 23 日には地元教育委員会の提唱により「安芸太田町保・幼・小・中・高連携教育推進協議会」が発足した。この会では、町内の各機関・職員同士の連携により、地域を挙げて一貫した教育のカリキュラム開発を進めるとともに、郷土に誇りを持ち、地域の将来を担う人材育成をめざし、併せて、地球・世界的規模の視野を持ち、世界や地域社会に貢献する人づくりをめざすことを目標としている。

連携一貫教育の最終段階を担う本校としては、保・幼・小・中での実践を踏まえ、これまでの取組を整理して、さらに充実した教育内容の創造に取り組みたいと考えている。

ウ 西城紫水高等学校

(ア) 沿革

昭和 3 年西城町立実科高等女学校として創立され、昭和 29 年県立西城高等学校となり、昼間定時制普通科、農業科、被服科を設置した。

昭和 43 年県立西城商業高等学校となり、4 学級となる。平成 3 年学科改編により、サービス観光科、情報処理科が新設され、2 学級となった。サービス観光科では、グアムでの研修を行い、特色を持たせた実習を行っていた。

平成 5 年 9 月、校内にセミナーハウス・寄宿舎が完成した。

平成 10 年、県立西城紫水高等学校となり、普通科を新設。サービス観光科、情報処理科は、募集停止となった。

今年度で 80 周年を迎える。

(イ) 生徒の状況

平成 19 年度の充足率は、1 年生が 105.0%、2 年生が 77.5%、3 年生が 55.0% になっており、3 学年全体での充足率は、79.2%である。

卒業生の進路については、大学短大が 57.7%と最も高く、専修各種学校が 23.1%、就職が 19.2%となっている。

平成 18 年度は 3 人が退学した。その理由は、家庭の事情や不登校などである。

1 年生は、現在 42 人であるが、留年のため、総定員を超える人数となっている。2 年生は、現在 31 人であるが、1 年生の時は 38 人在籍しており、退学などの理由で減少している。3 年生は、現在 22 人であるが、1 年生の時は 30 人在籍していたが、現 2 年生と同様に退学等の理由で減少している。

〔表 2 5〕在籍状況、進学就職状況及び退学の状況

(単位：人，%)

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員		40	40	40	120
生徒数		42	31	22	95
充足率		105.0	77.5	55.0	79.2
進学 就職	大学・短大	15 人 (57.7%)			
	専修・各種	6 人 (23.1%)			
	就職	5 人 (19.2%)			
	その他	0 人 (0.0%)			
退学者		3 人			

(注)「学科・学年」の生徒数等は、平成 19 年 5 月 1 日現在である。

「進学就職」、「退学」の状況は、平成 18 年度である。

(ウ) 通学状況

生徒の通学時間、通学方法及び通学距離は、次のとおりであった。

平成 5 年に寄宿舎が設置され、在籍者数 95 人の約 3 分の 1、28 人の生徒が入居しているため、通学時間及び通学距離が短く、通学方法が徒歩の生徒が多くなっている。

〔表 2 6〕通学時間、通学方法及び通学距離の状況

通学時間	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上
割合(%)	62.6	20.9	16.5

通学方法	徒歩	自転車	交通機関	交通機関と自転車併用	その他
割合(%)	40.7	5.5	22.0	14.3	17.6

通学距離	5 km未満	5 km以上～10 km未満	10 km以上～20 km未満	20 km以上
割合(%)	46.2	8.8	29.7	15.4

(エ) 過去5年間の生徒数、地元率等の動向

入学率は60%から100%の間を推移するなど、年度によってばらつきがあり、一定していない。

地元率は、平成15年度は約43%であったが、平成18年度まで一貫して下がっており、平成18年度には17.9%と大幅に下がっている。

〔表 2 7〕過去5年間の生徒数、地元率等の動向

(単位：人，%)

年度	入学定員	入学者数	入学率	学級数	入学者の出身中学校別人数			地元中卒者	在籍生徒数
					地元中学	その他	地元率		
H15	40	27	67.5	3	17	10	42.5	40	104
H16	40	40	100	3	20	20	37.7	53	109
H17	40	24	60.0	3	10	14	22.2	45	81
H18	40	35	87.5	3	7	28	17.9	39	87
H19	40	40	100	3	7	37	19.4	36	95

(注) 地元中学校は、西城中学校である。

(オ) 教科等について

平成19年度は、教諭等が11人、非常勤講師が12人配置されている。

世界史・日本史・地理・公民で1人の配置となっている。配置された担当教諭等は、公民が専門的な科目であるため、本来の専門である公民の授業を担当するとともに、専門外である世界史及び日本史の教科も担当している。これは、大和高等学校と同じ体制である。

また、物理・化学・生物・地学も同様に、1人の配置となっているため、配置された教諭等は、物理の指導が専門的な科目であるが、専門外として、化学の授業も行っている。生物の授業は、非常勤講師が担当している。

同校では、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とした2学期制を導入し、55分授業を行っている。導入のねらいは、丁寧に教えていくためと授業時間を確保するための2点であり、これにより学力の向上を目指している。

平成19年度から、習熟度別授業を国語、数学、英語で実施し、進学指導を重視することで、地元中学生の入学者を増加させたいと考えている。

なお、生徒の学力格差が大きいいため、クラスを2分割するのではなく、3分割して授業を行っている。県教育委員会では、通常、習熟度別授業を行う際のクラス分けは、2分割を原則として認めているが、同校では、特別に3分割方式について、了承を得ている。

同校には、不登校の生徒が多く入学してきているが、自宅から通学可能な生徒であっても、校内に設置してある寄宿舎に入居させている例がある。集団生活を通して、生活習慣の確立と、互いの助けあい精神で、不登校が解消されている実績もある。

(カ) 寄宿舎

平成 5 年 9 月校内に、セミナーハウスと寄宿舎が一体となった寄宿舎が完成した。寄宿舎名は、「荻野寮」といい、平成 19 年 5 月 1 日現在、部屋数は 23 室、2 人 1 部屋で、現在 28 人が入居している。

寮生は、毎月、光熱電気水道料など 1 万円と、食費 1 万 8 千円を納めている。また、冬季は暖房費を納めることとなっている。

(キ) 部活動について

部活動は 12 部あり、全生徒必須加入としているが、競技人数が多いクラブがあるため、部員数に隔たりができています。

全校生徒数が少ないため、多くの競技人数が必要となる野球部とサッカー部の両方をおくことは難しく、サッカー部は開設していない。

他校との練習試合などを通して、部員一人ひとりが自主的に、他校からいろいろな技術を吸収する努力をするようになってきている。

また、大会などへの参加について、地区大会では、他校との連合チームが組めるため、そこで生徒は頑張っているようである。個人戦には出場できるので、団体競技の大会に参加できなくても、頑張ろうと思っているとのことであった。

スキー部は、現在は部員がいないが、西条紫水高等学校の特色のひとつでもあるので、廃部は考えていない。

(ク) 体育祭、文化祭について

体育祭は実施していない。その理由は、従来から実施していないことと、実施するとすると、練習に相当数の授業をさかなければならず、授業時間確保が困難となるためである。

体育祭の代わりとして、文化祭の 2 日目に半日を使って、ミニ運動会を保護者参観のもと、生徒会主催で行っており、西城紫水高等学校の規模としては適当な内容であると評価しているとのことであった。

(ケ) 高等学校の存続に係る地元要望と地域支援について

4 年前の生徒数急減期に、地元西城中学校の保護者から、地元高等学校を守ろうと、西城紫水高等学校への入学者を増やす動きがあった。現在は、定員を越す入学志願者があるので、特に存続についての具体的な動きはないとのことであった。

(コ) 現在の教育環境及び教育効果について校長の意見

現在の学級規模、生徒数及び教職員数等を総合的に判断して、現在の教育環境及び教育効果についての校長の意見は、次のとおりである。

【監査調書全文】

本校は、昭和 3 年に西城町立西城実科高等女学校が創立されて以来、六千有余人の卒業生を送り出し、今年創立 80 周年を迎えています。幾多の変遷を経て、昭和 43 年には、時代の要請で県北に唯一の商業高校が生まれ、1 学年 4 クラスの県立西城商業高等学校となりました。しかし、近年、中山間部の少子高齢化による生徒減により、本校の将来像として「地域の進学を目指す学校」として、平成

10年に普通科単科高校の県立西城紫水高校となり現在に至っています。

現在、1学年1学級で全校生徒93名の小規模校で、地元の生徒の進学実現に取り組み、「小規模ながら、日本一輝く地域の学校」をモットーに、ほとんどの生徒が上級学校に進学し、卒業生の半数近くが4年生大学へ進学をしています。

本校では、丁寧できめ細かく、面倒見のよい教育の実践を行っています。2年前からは、本校入学希望者も増え、本年度は定員40名を確保できました。また、本校の特色である近代的な設備を持つセミナ・ハウス・寄宿舎が平成5年に完成しており、寮生活を希望する近隣の地域の生徒も増えました。寄宿舎生徒全体として、平成17年度14人、平成18年度22人、平成19年度28人と増加してきています。

特に本年度からは高野山分校の募集停止の影響もあり、高野中学校から5人が入寮しました。今後とも、高野中学校からは毎年5名前後の寄宿舎生が予測されています。

クラブ活動では、昨年度インターハイ・国体・全国選抜の3つの全国大会に3年連続出場しているスキ・部があり、神楽同好会の活動も地元との連携で文化祭などで熱心に活動しています。さらに平成17年度より県の指定事業であるキャリア教育推進事業に3年間重点的に取り組み、西城地域の特色あるキャリア教育の実践で、地域と小・中・高の連携が図られ、教育活性化につながっています。本校は県北の小規模高校として、活気を持った少人数指導を徹底し、不登校生徒などの悩みを抱える生徒を積極的に指導し、恵まれた自然環境を生かした、魅力ある学校として効果を上げています。

(2) 2学級規模の高等学校の現状(実地監査による)

ア 自彊高等学校

(ア) 沿革

昭和47年に県立神辺工業高等学校自彊分校から独立して、県立自彊高等学校として全日制家政科、定時制普通科を設置し、昭和48年には、全日制普通科5学級を設置したが、平成15年に定時制課程と全日制家政科を閉じ、全日制普通科の高等学校となった

同校の所在地は福山市である。福山市は、平成17年の国勢調査によると、人口459,087人と県内で第2位の規模の中核市となっている。

同校は、福山駅からJR福塩線利用で30分、バス利用で45分程度の位置にある都市周辺部の小規模校である。

(イ) 生徒の状況

平成19年度の充足率は、1年生が87.5%、2年生が50.8%、3年生が64.2%となっており、3学年全体での充足率は65.0%である。

平成19年度から、定員が3学級120人から2学級80人に減少している。

卒業生の進路については、就職が43.0%と最も高く、専修・各種学校が29.1%、大学・短大が15.2%、その他が12.7%となっている。

平成18年度は20人が退学した。その理由は、学習意欲の問題や問題行動などのためである。

2年生及び3年生の入学時の総定員は、120人3学級であったが、退学や定員割れなどの理由により、現在は、2年生は61人、3年生は77人の在籍で、2学級程度の生徒数となっている。

〔表28〕在籍状況，進学就職状況及び退学の状況

(単位：人，%)

課程 学科・学年等		全日制 普通科			
		1	2	3	計
総定員		80	120	120	320
生徒数		70	61	77	208
充足率		87.5	50.8	64.2	65.0
進学 就職	大学・短大	12人(15.2%)			
	専修・各種	23人(29.1%)			
	就職	34人(43.0%)			
	その他	10人(12.7%)			
退学者		20人			

(注)「学科・学年」の生徒数等は，平成19年5月1日現在である。

「進学就職」，「退学」の状況は，平成18年度である。

(ウ) 通学状況

生徒の通学時間，通学方法及び通学距離は，次のとおりであった。

〔表29〕通学時間，通学方法及び通学距離の状況

通学時間	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上
割合(%)	61.5	29.8	8.7

通学方法	徒歩	自転車	交通機関	交通機関と 自転車併用	その他
割合(%)	5.3	61.5	9.1	21.6	2.4

通学距離	5km未満	5km以上～10km 未満	10km以上～20km 未満	20km以上
割合(%)	63.5	29.8	4.8	1.9

(エ) 過去5年間の生徒数，地元率等の動向

充足率は，平成15年度に約98%と高かったが，年々下がっており，平成18年度には約63%となっている。平成19年度に定員が1学級40人の減となり，入学率は約83%となっているが，平成15年度と比較すると15%減少している。

地元率は平成15年度で約15%であった。都市部に立地しており，交通の便が良いことから，もともと地元率は高くなかったが，平成18年度まで一貫して下がってきており，平成15年度と平成18年度の地元率を比較すると，約2分の1となっている。

〔表 3 0〕過去 5 年間の生徒数，地元率等の動向

(単位：人，%)

年度	入学 定員	入学 者数	入学率	学級数	入学者の出身中学校別人数			地元 中卒者	在籍生 徒数
					地元中学	その他	地元率		
H15	160	156	97.5	12	63	93	14.5	435	466
H16	160	121	75.6	12	48	73	11.6	415	398
H17	120	97	80.8	9	31	66	8.7	356	311
H18	120	76	63.3	7	32	44	8.2	389	242
H19	80	66	82.5	6	29	37	8.4	345	208

(注) 地元中学校は，加茂中学校，広瀬中学校，山野中学校，駅家中学校及び駅家南中学校である。

(オ) 教科等について

平成 19 年度の学校経営理念では、「小さいけれど生徒の大きな夢を実現する高等学校として，地域から末永く信頼される教育活動を実践していくこと。」をミッションとしている。

また，平成 18 年度から生徒指導実践指定校に指定され，生徒指導の徹底に努めている。

平成 19 年度から 2 学級規模の高等学校となり，平成 18 年度は教諭等が 23 人配置されていたが，平成 19 年度は 18 人の配置となり，5 人減となっている。

生徒の学力差が大きいため，平成 19 年度から 1 クラスを 2 分割して，習熟度別授業などを開始した。習熟度別授業は，国語，社会，数学で実施し，少人数指導は，英語，数学の一部の科目やパソコンを使用した授業で行い，そのために，非常勤講師を多く配置している。

非常勤講師は，平成 18 年度は 9 人であったが，平成 19 年度は 11 人となり，2 人増加している。

非常勤講師の採用に当たっては，生徒指導に重点をおいているため，同校の勤務経験を有する者や高等学校での勤務経験を有する者など，同校の事情を良く知った退職者などに依頼するなど，校長は，優秀な人材を採用することが，校長の重要な仕事として自覚し，苦労しながら，同校の教育活動に適した資質の高い人材の採用に取り組んでいる。

自彊高等学校は，各学年とも 2 学級ずつあるため，人間関係の固定化を防ぎ，社会へ出た際の生活力を付けさせる目的で，1 学年が終了するごとにクラス替えをしている。

これは，同じ小規模校であっても，1 学級規模の高等学校ではできないことであり，1 学級規模の高等学校と比較した場合，メリットとなる点である。

特色ある教育活動として，生徒が実習の授業を望む傾向があるため，3 年生に家庭科の選択科目を 5 科目（クッキングコーディネイト，フードデザイン，被服製作，服飾手芸，発達と保育）設けている。

平成 17 年度の在籍者数 311 人のうち，学習意欲の低下や問題行動などを理由に 29 人，9.3%の生徒が退学し，同理由で，7 人，2.3%の生徒が転学している。これによって，1 年生では 3 学級あった学級数が，2 年生に進級する際には 2 学級になるなど，学級数にも影響を及ぼしている。

平成 18 年度は，在籍者数 242 人のうち，学習意欲の低下や問題行動などを理由に，20 人，8.3%の生徒が退学している。

同校では，平成 19 年度においても，平成 19 年 9 月末の生徒異動状況から，前年度と同じくらいの生徒異動があるのではないかと予想しており，重点的に生徒指導に取り組んでいる。

(カ) 部活動について

平成 19 年度現在 19 部あり、延べ 124 人の生徒が加入している。同校では、「1 年生は全員加入」という方針を出しているが、1 年生の生徒 70 人のうち、加入している生徒は延べ 34 人で、学校では、部活動は活発でないという認識を持っている。

運動部は、バスケットボール男子・女子、卓球、硬式野球、バドミントン、ソフトテニス、サッカー、陸上部の 8 部であるが、サッカー部は部員不足のため、公式戦は不参加の状態となっており、女子のバスケットボール部も同様に、部員不足のため、他の運動部の協力で公式戦に参加している状況である。

野球部は、顧問は配置していても、実技指導において専門的な指導ができる教職員がいないため、外部から野球部監督経験者を招き、指導を受けている。

書道部は、平成 18 年度は書道の教諭が配置され、部活動を指導していたが、平成 19 年度から教諭の数が 5 人減り、書道は、非常勤講師が配置されたため、放課後の指導ができず、地域から指導者を依頼している。指導料は P T A 会費から支出し、年間約 10 万円の指導料を見込んでいる。

部員不足によってチームを作れないなど、特に運動部の活動に課題が多く、結果的に部活動ができないので、アルバイトをする生徒や部に参加しない生徒がでてきている。

また、学校では、今後生徒数が減れば、部員も減少し、大会への参加ができなくなる可能性がある部があることや、出場選手が少なく、種目数が限られるという問題点をあげている。

(キ) 体育祭、文化祭について

体育祭は実施していないが、新しく平成 17 年度からダンスフェスティバル、平成 18 年度からクラスマッチを始めている。ダンスフェスティバルは、女子全員とダンス科目選択者の舞台発表であり、クラスマッチは長縄跳び、綱引き、リレー競争のクラス対抗競技であり、生徒が少ないからこそできるものだとしている。

文化祭は、毎年 P T A 役員が、カレーライスの販売、校内巡視、駐車場係を分担して、積極的に参加してもらっている。P T A 役員は、P T A 行事のひとつと捉えているようである。

(ク) 高等学校の存続に係る地元要望と地域支援について

特になしとのことであった。

(ケ) 現在の教育環境及び教育効果について校長の見解

現在の学級規模、生徒数及び教職員数等を総合的に判断して、現在の教育環境及び教育効果についての校長の意見は、次のとおりである。

【監査調書全文】

本校のイメージチェンジを図るために、10 年以上着用してきた制服を替え、今年度の新入生から凛としたシックな制服に一新したところである。生徒・保護者からの評判はとても良いものである。

昨年度から生徒指導実践指定校に指定され、生徒指導部を中心に生徒指導の徹底に努めている。他校の先進的な取組に学びながら、毎朝の校門指導や別室指導の充実を図り、現在は、授業規律の確立にも日々取り組んでいる。

また、今年度からスクールカウンセラー配置校にも指定され、月 1 回、生徒・教職員・保護者からの多様な相談に応じてもらっており、大変助かっている。

P T A 役員の皆様には、昨年 2 学期から毎月 1 週間の期間を交代で、数名が校門に立ち朝の挨拶運動をしていただいている。そのほか、文化祭の特製カレー販売や

年2回の校内清掃，JRクリーン作戦，広報部が年3回発行する新聞「自彊だより」など，活発なPTA活動を実践していただいている。

授業については，生徒中心のよくわかる授業の展開に心がけており，習熟度別授業の実践，少人数授業の展開など，工夫をしながらきめ細かく丁寧な指導に取り組んでいる。

昨年度，本館と2号館，3号館を結ぶ渡り廊下の屋根を設置してもらい，生徒は雨の日も安心して生活できるようになった。また，一昨年度の武道場のアスベスト除去工事に引き続いて，昨年度のアスベスト除去工事でも3棟の校舎全体に亘る大規模でかつ長期の工期となったが，生徒は不平・不満を漏らさず実に協力的で，無事に工事を完了できた。さらに，3号館屋上の防水工事も完了し，昨年度中途から使用できなかった視聴覚教室で，今年度はいろいろな活用をすることができて生徒・教職員は大変喜んでいる。

このように，教育環境は，広島県教育委員会の支援により着実に改善されている。さらに，老朽化したトイレの改修に向けて，更なる支援を要望しているところである。

本校玄関の上窓には『ようこそ自彊高校へ』の張り紙を掲示しているが，「すべては生徒の笑顔が宝物」の気持ちを大切に，一人ひとりの生徒の基礎学力の定着と生徒の夢の実現のため，生徒の気持ちや保護者の願いを受け止めながら，実りある教育活動の実践に取り組んでいかなければならない。

3 県立高等学校の再編整備の状況

(1) 県立高等学校再編整備基本計画の内容

ア 計画期間

この計画は，県立高等学校再編整備の基本的な方向性を示したものである。

再編整備の実施に当たっては，平成15年度から平成20年度までを当面の目標とし，再編整備の進捗状況を勘案しながら計画的に推進していくとしている。

イ 計画の概要

基本計画の内容は，2つの柱で構成されている。

1つは，「特色づくりの推進」で，もう1つは，「適正規模化の推進」である。

基本計画の2つの柱のうち，今回の行政監査の対象としている「再編整備の推進」の部分を抜粋する。

〔県立高等学校再編整備基本計画〕

1 特色づくりの推進

略

2 再編整備の推進

(1) 中学校卒業生数の減少と小規模化の進行

本県における中学校卒業生数は，平成元年をピークに減少に転じ，平成21年3月の中学校卒業生数は，平成13年3月の卒業生数と比べ，更に4,800人程度減少する見込みである。

現在の学校・学科を維持したまま推移すると，県立高等学校の1校当たりの平均学級数は，平成13年度の5.2学級に対し，平成20年度には4.3学級程度になると想定される。

また，平成13年度現在，1学級規模の学校が全学校数に占める割合は，全国平均が2.7%であるのに対して，本県の場合10.2%と非常に高く，1学級規模の学校数が全国で第2位(第1位は北海道)となっている。

さらに，平成20年度には，1学級規模の学校が，現在の10校(H13)から，

17校になると想定されるなど、学校の小規模化が進行し、効果的な教育活動が展開しにくく、県立高等学校全体の活力が低下するという事態も懸念される。

(2) 適正規模化の推進

小規模校の適正規模化

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準法等に関する法律では、公立の高等学校における学校規模をその生徒の収容定員が本校にあっては240人(全学年6学級,1学年2学級)を下らないものとするとしている。

本県においては、平成11年8月に「県立高等学校の規模及び配置の考え方」を策定し、生徒自身が学習活動や部活動等において、お互いに切磋琢磨しながら活力ある学校生活を送ることができること、多様な科目を開設し、生徒の希望に応えることができるような教育内容を提供すること、さらには、適切な学校経営を行うこと等の観点から、全国状況も勘案し、全日制高等学校の規模を1学年4学級から8学級が適正であるとし、1学年3学級以下の学校については、適正規模を確保するため、近隣校との統廃合を検討することを定め、各学校の入学者の推移や特色づくりの状況を見守るとともに、学校の提案に基づいて、様々な事業対象校の選定を行うなど、支援してきたところである。

しかしながら、平成13年度段階においても、学校の小規模化に歯止めがかからず、今後の生徒数の減少を勘案すれば、益々、学校の小規模化が進むことが予想される。

また、平成15年度から導入される新学習指導要領では、従来にも増して、多様な選択科目の開設を学校に求めており、小規模高等学校にあっては、十分な対応が難しい状況も予想される。

このため、平成13年10月26日に提出された広島県高校教育改革推進協議会の「答申」において、教育効果を高めるための統廃合が提言されていることも踏まえ、全日制高等学校の統廃合の考え方に基づき、計画的に統廃合を推進する。

なお、統廃合の実施に当たっては、当該地域の中学校卒業生の減少状況や、統廃合が地域に与える影響、地域バランス、さらには、周辺の県立高等学校の特色づくりや、再編整備の状況等を考慮し、実施年度の調整を行い、おおむね実施の1年前に決定し公表する。

大規模高等学校の適正規模化 略

(3) 統廃合の考え方

上記(2)のを踏まえ、学校規模別の統廃合の考え方を、次のとおりとする。

1学年1学級規模の学校

当該学校の在籍状況(入学率など)、地元中学校の進学状況(地元率など)等を勘案しつつ、統廃合を行う方向で検討を進める。

1学年2学級又は3学級規模の学校

今後の生徒数の推移を見ながら近隣校との統廃合を検討する。

ただし、近隣に高等学校がない場合にあっては、1学年1学級規模となった段階で、前期により取り扱う。

1学年4学級規模以上の学校

1学年4学級規模以上の学校であっても、スケールメリットも生かした新しいタイプの学校として、再編する場合などにおいては、近隣校との統合を検討する。

(2) 県立高等学校(全日制課程)の学級規模別の状況

基本計画では、本県における中学校卒業生数は、平成元年をピークに減少に転じていると分析している。平成元年度の学級規模別の高等学校の状況を調査したところ、県立高等学校数は94校であり、そのうち小規模校は23校で、全体の24.5%であった。

基本計画が策定された平成13年度の県立高等学校数は89校であり、そのうち小規模校は29校であり、全体の32.6%であった。

また、基本計画が策定され6年後の平成19年度には、県立高等学校数は85校であり、そのうち小規模校は34校で、全体の40.0%となっている。

基本計画策定直後の平成13年度と比較した場合、小規模校の割合は7.4%増加している。

〔表31〕県立高等学校(全日制課程)の学級規模別の状況

(単位:校)

学級規模	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
1学級	5	5	5	5	5	4	5	7	11	9	10	10	10	11	11	11	10	12	13
2学級	8	8	10	10	10	10	10	8	6	6	7	10	12	12	12	11	12	13	12
3学級	10	12	13	13	13	14	15	16	14	14	12	9	7	7	6	6	11	9	9
4学級	6	5	5	5	6	6	7	6	6	5	5	8	9	12	12	12	6	5	5
5学級	5	5	5	5	5	4	5	5	11	9	9	7	6	5	3	5	8	10	9
6学級	8	8	7	6	10	12	15	16	14	15	16	17	18	15	17	16	14	14	14
7学級	7	10	14	15	13	15	10	10	9	10	9	7	5	7	8	8	8	8	7
8学級	17	15	11	9	8	5	4	4	3	4	3	5	6	4	8	11	17	15	16
9学級	28	26	24	26	24	23	22	21	19	19	19	17	16	16	10	7			
計	94	94	94	94	94	93	93	93	93	91	90	90	89	89	87	87	86	86	85

(注)学級数は、募集ベースの学級数である。

(3) 廃校決定に係る事務の流れ

廃校決定に係る事務の流れは、次のとおりとなっている。

この流れに沿い、統廃合に係る事務が進められ、県教育委員会では、統廃合の実施に当たっては、おおむね1年前に決定し、公表するという方針を出し、募集停止の発表を行っている。

〔表32〕廃校決定に係る事務の流れ

時期	項目	内容
4月～5月	統廃合案の作成	当該学校の在籍者状況(入学率など)、地元中学校の進学状況(地元率など)をもとに統廃合案を作成
5月～6月	関係機関への説明	首長、市町教育長、県議会議員に統廃合検討校の状況を説明
7月～8月	生徒募集停止の決定	教育委員会会議での議決(公表)
	県議会文教委員会	募集停止を決定した教育委員会会議の直後の文教委員会において説明
募集停止決定年度から2年後の3月	県議会における条例改正	募集停止直前の年度に入学した生徒が卒業する年度をもって廃止するため条例改正

(4) これまでの再編整備の状況

基本計画に基づく小規模校の募集停止の状況は、次の表のとおりで、6校の募集停止を行い、平成19年4月1日現在で3校が廃校となっている。

〔表33〕基本計画に基づく募集停止及び廃止の状況

募集停止年度	学校名	課程	学科名	廃止年月日
平成15年度	千代田高等学校豊平分校	全日制	普通科	H17.4.1
平成16年度	倉橋高等学校	全日制	普通科	H18.4.1
平成17年度	三和高等学校	全日制	普通科	H19.4.1
平成19年度	庄原格致高等学校高野山分校	全日制	普通科	H21.4.1
平成20年度	江田島高等学校	全日制	普通科	H22.4.1
〃	久井高等学校	全日制	普通科	〃

(5) 基本計画に基づくこれまでの統廃合の検討及び取組状況

基本計画において、1学級規模の高等学校については、統廃合を行う方向で具体的に検討を進め、2学級又は3学級規模の高等学校については、近隣校との統廃合を検討する方針を出している。県教育委員会に対して、現在設置している高等学校(全日制課程)のうち1学級から3学級規模までの高等学校について、基本計画策定時から現在までの年度別の検討・取組状況や課題・今後の方針について、監査調書に高等学校別の具体的記載を求めたところ、次のとおりであった。

ア 1学級規模の高等学校の検討状況等

次表のとおり、1学級規模の各高等学校の入学定員、入学者数、入学率、学級数、入学者の出身中学校別人数、地元中卒者数及び在籍生徒数を調査し、各高等学校別に表にしている。

また、課題及び今後の方針については、共通事項として、「入学率、地元率、統廃合が地域に与える影響、地域バランス、周辺の県立高等学校の特色づくりや再編整備の状況等を考慮する。」としているが、具体的な検討状況は記載していない。

〔表34〕【学校名 加計高等学校】

(単位：人，%)

年度	入学定員	入学者数	入学率	学級数	入学者の出身中学校別人数			地元中卒者	在籍生徒数
					地元中学	その他	地元率		
H15	80	39	48.8	4	39	0	46.4	84	126
H16	80	48	60.0	5	36	12	43.4	83	138
H17	80	41	51.3	5	28	13	39.4	71	122
H18	80	39	48.8	3	22	17	32.8	67	114
H19	40	40	100	3	23	17	33.8	68	111

(注) 地元中学校：加計，筒賀，戸河内中学校

イ 2学級規模の高等学校の検討状況等

2学級規模の高等学校の入学定員、入学者数、入学率、学級数、入学者の出身中学校別人数、地元中卒者数及び在籍生徒数を調査し、各高等学校別に、1学級規模の高等学校の検討状況と同様の表を作成している。

また、課題及び今後の方針については、「今後の生徒数の推移を見ながら、近隣校との統合を検討する。ただし、近隣に高等学校がない場合にあつては、1学級規模となった段階で、前記1学級規模の学校と同様に取り扱う。」と基本計画と全く同じ表現を

しているが、具体的な検討状況は記載していない。

ウ 3 学級規模の高等学校の検討状況等

3 学級規模の高等学校の入学定員，入学者数，入学率，学級数，入学者の出身中学校別人数，地元中卒者数及び在籍生徒数を調査し，各高等学校ごとに表にしている。

また，課題及び今後の方針については，「今後の生徒数の推移をみながら，近隣校との統合を検討する。ただし，近隣に高等学校がない場合にあっては，1 学級規模となった段階で，前記 1 学級規模の学校と同様に取り扱う。」と 2 学級規模の学校の場合と同様，基本計画と全く同じ表現をしているが，具体的な検討状況は記載していない。

以上のとおり，県教育委員会は，小規模校の統廃合の検討状況や取組状況，課題・今後の方針について，監査調書に各高等学校の状況を具体的に記載していないため，統廃合の順序，実施時期などは明らかでない。

(6) 1 学級規模の高等学校に係る統廃合の条件

県教育委員会は，統廃合の考え方について，1 学級規模の高等学校は，「当該高等学校の在籍状況（入学率など），地元中学校からの進学状況（地元率など）等を勘案しつつ，統廃合を行う方向で具体的な検討を進める。」という方針を出しており，県教育委員会では，入学率と地元率は，統廃合を検討する上での指標となっている。

1 学級規模の高等学校の入学率及び地元率をみると，次のとおりであった。

ア 入学率

平成 19 年度入学者の受験状況は，次のとおりであった。

入学率が 100%の高等学校は，13 校中 7 校あった。

また，入学率が平成 19 年度募集停止を決定した久井高等学校の入学率 62.5%を下回る高等学校は，高宮高等学校及び大和高等学校の 2 校であった。

〔表 3 5 - 1〕平成 19 年度受験者数及び入学者数の状況

(単位：人，%)

高等学校名	入学定員	受験者数	入学者数	入学率
加計	40	46	40	100.0
加計芸北	40	31	26	65.0
上下	40	41	40	100.0
瀬戸田	40	54	40	100.0
白木	40	74	40	100.0
豊田	40	61	40	100.0
大和	40	26	24	60.0
高宮	40	26	21	52.5
湯来南	40	80	40	100.0
西城紫水	40	59	40	100.0
大崎海星	40	50	39	97.5
江田島	40	49	39	97.5
久井	40	34	25	62.5
計	520	631	454	87.3

(注) 入学率は，当該県立高等学校の当該年度の入学者数を定員で除した率である。

次に、1学級規模の高等学校の平成15年度から平成19年度までの5年間における入学状況の推移（入学率）をみると、次のとおりであった。

平成15年度と比較すると、平成19年度の入学率が下回る高等学校は、1学級規模の高等学校13校のうち、加計高等学校芸北分校、大和高等学校、大崎海星高等学校及び久井高等学校の4校であった。

一方、この5年間で、募集定員の減が生じ、1学級規模になった高等学校は、13校中5校あり、ますます小規模化が進んでいる状況が見受けられた。

〔表35-2〕平成15年度から平成19年度までの5年間における入学状況の推移

（単位：人，％）

高等学校名	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	入学定員	入学者	入学率												
加計	80	39	48.8	80	48	60.0	80	41	51.3	80	39	48.8	40	40	100.0
加計芸北	40	27	67.5	40	21	52.5	40	29	72.5	40	16	40.0	40	26	65.0
上下	80	56	70.0	40	34	85.0	40	40	100.0	40	32	80.0	40	40	100.0
瀬戸田	80	70	87.5	80	60	75.0	80	54	67.5	40	39	97.5	40	40	100.0
白木	80	71	88.8	80	66	82.5	80	68	85.0	80	75	93.8	40	40	100.0
豊田	40	40	100.0	40	40	100.0	40	40	100.0	40	40	100.0	40	40	100.0
大和	40	29	72.5	40	18	45.0	40	17	42.5	40	24	60.0	40	24	60.0
高宮	40	15	37.5	40	24	60.0	40	17	42.5	40	10	25.0	40	21	52.5
湯来南	80	55	68.8	80	60	75.0	80	65	81.3	40	40	100.0	40	40	100.0
西城紫水	40	27	67.5	40	40	100.0	40	24	60.0	40	35	87.5	40	40	100.0
大崎海星	40	40	100.0	40	26	65.0	40	32	80.0	40	36	90.0	40	39	97.5
江田島	40	32	80.0	40	27	67.5	40	37	92.5	40	34	85.0	40	39	97.5
久井	40	37	92.5	40	33	82.5	40	39	97.5	40	24	60.0	40	25	62.5

イ 地元率

県教育委員会が統廃合を行う主な指標としている「地元率」について、1学級規模の高等学校における、平成15年度から平成19年度までの5年間の推移と、当該高等学校における地元中学校の平成18年度卒業生の進路状況をみると、次のとおりであった。

地元率は、地元中学校卒業生数の内、当該高等学校への入学者の割合である。

（ア）学校別の地元率

平成19年度の地元率が50%以上の高等学校は、加計高等学校芸北分校1校である。また、平成15年度と平成19年度を比較した場合、13校中10校で、地元率の低下が見られる。

なお、平成19年度に募集停止の決定をした江田島高等学校の地元率は9.3%であり、久井高等学校の地元率は20.0%である。

平成19年度の江田島高等学校の地元率を下回る高等学校は、豊田高等学校及び高宮高等学校の2校となっている。

〔表36-1〕1学級規模の高等学校における地元率の推移

(単位：%)

高等学校名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
加計	46.4	43.4	39.4	32.8	33.8
加計芸北	62.2	55.6	60.5	50.0	81.5
上下	44.2	29.6	38.9	45.7	46.8
瀬戸田	61.3	57.3	43.2	34.5	31.1
白木	13.2	13.1	16.4	9.8	12.5
豊田	5.9	9.9	6.4	6.6	5.7
大和	34.2	24.6	21.1	22.1	28.3
高宮	14.3	15.7	14.0	6.4	7.0
湯来南	14.4	29.2	25.0	23.3	27.5
西城紫水	42.5	37.7	22.2	17.9	19.4
大崎海星	43.5	36.8	32.8	42.2	41.7
江田島	16.0	12.7	7.6	12.7	9.3
久井	36.5	32.8	29.4	15.8	20.0

(イ) 地元中学校の平成18年度卒業生の進路の状況

1学級規模の高等学校における地元中学校の平成18年度卒業生の進路状況は、次のとおりであった。

なお、県教育委員会が、統廃合を決定する上で「地元率」を重視する論拠として、小規模校の多くが過疎化が進む中山間地域に立地していることから、地元の生徒が、地元の高等学校へしか行けないエリア性があることをあげているが、1学級規模の高等学校では、加計高等学校芸北分校を除き、13校中12校の高等学校で、地元中学校卒業生の50%以上が地元の高等学校以外の高等学校等へ進学等している状況、いわゆる「地元離れ」の状況があった。

〔表36-2〕地元中学校の平成18年度卒業生の進路の状況

(単位：人，%)

高等学校名	地元中学校の卒業生数	当該高等学校		他の県立高等学校		その他(広島県立高等学校以外の高等学校、就職等)	
		人数	率	人数	率	人数	率
加計	68	23	33.8	31	45.6	14	20.6
加計芸北	27	22	81.5	0	0.0	5	18.5
上下	62	29	46.8	26	41.9	7	11.3
瀬戸田	90	28	31.1	54	60.0	8	8.9
白木	96	12	12.5	47	49.0	37	38.5
豊田	211	12	5.7				
大和	60	17	28.3	35	58.3	8	13.3
高宮	43	3	7.0	31	72.1	9	20.9
湯来南	80	22	27.5	34	42.5	24	30.0
西城紫水	36	7	19.4	24	66.7	5	13.9
大崎海星	60	25	41.7				
江田島	75	7	9.3				
久井	50	10	20.0	30	60.0	10	20.0

この地元離れの状況についての県教育委員会の見解及び対応については、次のとおりである。

【地元離れに対する県教育委員会の見解及び対応】

小規模校の中には、各学校が特色づくりを進める中、例えば中学校・高等学校合同の教育活動や、中高教員の交流授業を実施するなど、地元中学校と連携を深めることで、地元率や入学者数が低下していない学校もある。

しかしながら、地元中学の在籍者数が減少する中、いわゆる地元離れが進み、地元中学の卒業生が入学をする割合や入学者数が極端に低下した場合、よりよい教育環境のもとで、教育効果を高めるためには、適正な学校規模を確保する必要があることから、小規模校の統廃合はせざるを得ないと考えている。

ウ 廃校になった場合の地域への影響

(ア) 県教育委員会の見解

県教育委員会は、高等学校の統廃合の実施は、当該地域において大きな影響があることから、できるだけ丁寧に状況を把握した上で、十分な検討を行うという方針を出している。

県教育委員会に既に募集停止が実施された全日制課程を設置していた6つの高等学校において、どのような地域の課題があったか確認したところ、次のとおりであった。

6つの高等学校とも共通する課題はあったが、個々の高等学校での個別課題はなかった。

具体的には、学校の統廃合は、地元住民、地元経済については、課題はなく、地元中学生等については、進路決定への影響が課題であり、地元市町については、首長との調整に係る課題 卒業生への影響については、同窓会長との調整に係る課題があった。

(イ) 高等学校の意見

仮に、小規模校が廃校となった場合の地域への影響について、県教育委員会と同様の観点から1学級規模の高等学校に意見を聞いたところ、次のとおりであった。

地元中学生等については、地元で高等学校がなくなるため、遠距離通学が生じ、通学時間の延長及び交通費の負担が生じるなどの影響がでる。

地元住民については、地域の将来を担う子どもたちなどの人口流失が進み、過疎・高齢化が進む等の影響が生じる。また、地域住民との交流の場が失われることの影響が生じる。

地元企業等においては、就労者の確保や地元商店の売上げ減少の影響が生じる。

卒業生には、母校を失うという精神的なダメージが生じる。

その他として、大崎海星高校は、平成10年4月に、当時の木江工業高校と大崎高校が統合して、総合学科を設置し、大崎海星高校と改称して発足した。統合であっても、大崎上島の住民にとっては学校存続について危機感を持った。さらに、広島県内で橋の架かってない島にある唯一の県立高校である。もしも、島外に進学することとなると、通学のため時間と費用が大きな負担となる家庭が出てくる。

廃校によって交通手段（バス便）が整理されるおそれもあり、地元小中学校も廃校の対象となり得るなど、住民の生活を取り巻く諸条件が悪化することから、地域の過疎化にさらに拍車がかかることが当然、想定されるなどの意見があった。

エ 生徒の通学問題

仮に、廃校となった場合、各高等学校への進学を希望している地元の中学生の通学時間の問題などについて、1 学級規模の高等学校の意見を聞いたところ、次のとおりであった。

加計高等学校（本校）では、可部高等学校に通学できない生徒がいる。

加計高等学校芸北分校では、全員通学不可能であった。

高宮高等学校では、部分的な保護者の送迎、バイク利用、寮や下宿を探すことが必要である。

その他の高等学校では、通学時間が長くなるものの通学は可能であるとの回答が多くあった。

なお、豊田高等学校及び江田島高等学校からは、回答がなかった。

4 中国地方の募集学級数別学校数

中国地方の募集学級数別学校数を見ると、1 学級が最も多い県は、広島県の 13 校で、続いて鳥根県の 5 校、山口県の 4 校となっている。

また、2 学級が最も多い県は山口県の 16 校で、続いて広島県の 12 校となっている。

次に適正規模校の割合を見ると、割合が最も高い県は岡山県の 94.4% で、続いて鳥取県の 86.4% となっており、広島県は 60.0% となっている。

〔表 3 7〕中国地方の募集学級数別学校数

県名		1 学級	2 学級	3 学級	4～8 学級	9 学級以上	合計
広島	校数	13	12	9	51	0	85
	%	15.3	14.1	10.6	60.0	0	100.0
鳥取	校数	0	0	3	19	0	22
	%	0	0	13.6	86.4	0	100.0
鳥根	校数	5	4	6	21	1	37
	%	13.5	10.8	16.2	56.8	2.7	100.0
岡山	校数	0	2	1	51	0	54
	%	0	3.7	1.9	94.4	0	100.0
山口	校数	4	16	10	35	0	65
	%	6.2	24.6	15.4	53.8	0	100.0

（注）富山県教育委員会調査「平成 19 年度募集学級数別学校数調査」を基に作成。

広島県は、全国有数の小規模校が多い県となっているが、県教育委員会は、この背景として、「過疎化が進む中山間地域に立地する学校が多いこと、さらに少子化の進展により中学校卒業生数が減少していること」を挙げている。

しかし、同じ中国地方の岡山県と鳥取県は、両県とも 1 学級規模の高等学校数が 0 校となっており、県教育委員会があげた広島県が全国有数の小規模校が多い県となっている理由は、必ずしも説得力があるとは言い難い。

5 全国の高等学校の再編整備に関する動向

高等学校の再編整備に関する調査結果（平成 16 年 7 月：徳島県調査）を基に全国の再編整備の推進、再編整備計画の有無等の状況を見ると、次のとおり、再編整備を進めているのは 38 県で 80.9% となっている。

また、残りの 9 県は今後、高等学校の再編整備を進める予定としており、高等学校の再編整備は、全国共通の大きな課題となっている。

なお、以下の広島県の回答は、この調査に対する県教育委員会の回答である。

〔表38-1〕再編整備の有無

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 現在，高等学校の再編整備を進めている。		38	80.9%
イ 今後，高等学校の再編整備を進める予定である。		9	19.1%
ウ 今後とも，高等学校の再編整備を進める予定はない。		0	0.0%

次に，再編整備計画の策定状況を見ると，計画を策定しているのは38県で80.9%となっている。今後，再編整備計画を策定する予定であるのは8県で，今後とも，再編整備計画を策定する予定がないのは，1県のみとなっている。

〔表38-2〕再編整備計画の有無

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 再編整備計画を策定している。		38	80.9%
イ 今後，再編整備計画を策定する予定である。		8	17.0%
ウ 今後とも，再編整備計画を策定する予定はない。		1	2.1%

再編整備計画の策定手順を見ると，外部委員等からなる委員会を設け意見をいただき，計画を策定したのは，31県で63.3%となっている。また，教育委員会事務局内で検討を行い，計画を策定したのは，10県で20.4%となっている。

〔表38-3〕再編整備計画の策定手順

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 外部委員等からなる委員会を設け意見をいただき，計画を策定した。		31	63.3%
イ 教育委員会事務局内で検討を行い，計画を策定した。		10	20.4%
ウ その他		8	16.3%

（注）重複して回答している県があるため，合計の都道府県数は47を超えている。

次に，再編整備計画の内容を見ると，対象校名，実施時期等を明記し，再編整備を進める計画であるとしているのが23県で42.6%と最も多く，続いて統合基準等に基づき，再編整備を進める計画であるとしているのが15県で27.8%となっている。

また，実施期間内での学校数の減少を明記し，再編整備を進める計画であるとしているのが9県あり，各県とも計画的に進めようとしていることが伺える。

〔表38-4〕再編整備計画の内容

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 統合基準等に基づき，再編整備を進める計画である。		15	27.8%
イ 実施期間内での学校数の減少を明記し，再編整備を進める計画である。		9	16.6%
ウ 対象校名，実施時期等を明記し，再編整備を進める計画である。		23	42.6%
エ その他		7	13.0%

（注）重複して回答している県があるため，合計の数は47を超えている。

高等学校の適正な学校規模を見ると、4 学級から 8 学級としている県が最も多く 28 県で 59.6%となっている。次に多いのは 6 学級から 8 学級で 7 県、14.9%となっている。

〔表 3 8 - 5〕高等学校の適正な学校規模（1 学年あたり）

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 4 学級から 8 学級		28	59.6%
イ 6 学級から 8 学級		7	14.9%
ウ 6 学級		2	4.2%
エ 8 学級		2	4.2%
オ その他		3	6.4%
カ 回答なし		5	10.7%

学校を統合する場合の基準等を見ると、統合基準を定めているのは、28 県で 59.6%となっているのに対し、統合基準を定めていないのは、15 県で 31.9%となっている。

〔表 3 8 - 6〕学校を統合する場合の基準等

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 統合基準を定めている。		28	59.6%
イ 統合基準を定めていない。		15	31.9%
ウ 現在検討中である。		3	6.4%
エ 回答なし		1	2.1%

高等学校の最低の学校規模については、最低規模を定めていないのは 27 県で 57.4%となっているのに対し、最低規模を定めているのは 17 県で 36.2%となっている。

〔表 3 8 - 7〕高等学校の最低の学校規模

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 最低規模を定めている。		17	36.2%
イ 統合最低規模を定めていない。		27	57.4%
ウ 現在検討中である。		2	4.3%
エ 回答なし		1	2.1%

最低規模を定めている 17 県の最低規模の内容を見ると、1 学年あたり 2 学級が最も多く 8 県で 47.1%となっている。次に多いのは 1 学年あたり 4 学級で 4 県となっている。

〔表 3 8 - 8〕最低規模を定めている場合の最低規模の内容

区 分	広島県	都道府県数	割合
ア 1 学年あたり 2 学級	-	8	47.1%
イ 1 学年あたり 3 学級	-	2	11.8%
ウ 1 学年あたり 4 学級	-	4	23.5%
エ 全学年あたりで定めている。(240 人~2 県、63 人以上 1 県)	-	3	17.6%

6 広島県と岡山県の県立高等学校再編整備計画の内容及び推進方法の相違

中国 5 県で適正規模校の割合が最も多く、小規模校が少ない岡山県と、広島県の県立高等学校再編整備計画の内容及び推進方法を比較すると、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

岡山県は、広島県と同じ時期の平成 14 年 3 月に「岡山県立高等学校教育体制整備実施計画」を策定している。

県立高等学校再編整備計画の基本的な考え方は、両県とも 4～8 学級を適正規模とし、小規模校の統合等を行うことにしており、その基本的な考え方に大きな相違はない。

(2) 広島県と岡山県の県立高等学校再編整備基本計画の進め方の違い

広島県の基本計画では、学校規模別に統廃合を検討するとしているが、具体的な検討を行う道筋は示されていない。

一方、岡山県では 6 学区に分け、地域の状況、課題、教育体制整備の方向を記述し、計画的・段階的に取り組むとしている。

(3) 岡山県の再編整備計画の進め方と検討方法等

ア 再編整備検討対象校の決定と実施計画の策定

次のような状況にある高等学校を再編整備検討対象校としている。

(ア) 小規模校において生徒数の減少が見込まれる中で、同一地域にある学校と統合整備することにより充実した教育が可能となる場合

(イ) 他の地域へ進学する生徒が多い地域で、積極的な学校の魅力づくりを進めるために、新たな教育内容・方法等の導入が必要とされる場合

(ウ) 生徒数の減少により、適正規模の維持が困難になる学校について、近隣の学校と統合整備し、望ましい規模の確保を図ることで、生徒や保護者、地域のニーズにより適切に応えることが可能な場合

これを受け、平成 14 年 4 月に再編整備検討対象校を決定し、平成 14 年度検討着手するグループと平成 15 年度及び平成 16 年度に検討する着手グループの 2 つに分けて、実施計画を策定した。

イ プロジェクトチームの設置

再編整備検討対象校のグループごとにプロジェクトチームを設置した。

組織構成員は、対象校の校長、学校教育振興課長などで、検討事項は、新しい高等学校の教育方針、内容、円滑な移行などである。

ウ プロジェクトチームの設置から再編整備方針決定までの具体例

(ア) 矢掛・矢掛商業高等学校グループ・プロジェクトチーム

結 成：平成 14 年 5 月

最終まとめ：平成 15 年 3 月

(イ) 県立高等学校再編整備方針（平成 14 年度検討着手第 1 期）

方針決定年月：平成 14 年 10 月

再編整備対象校：矢掛高等学校、矢掛商業高等学校

設 置 案：普通科単位制（全日制）

移 行 年 度：平成 16 年度に矢掛高等学校と矢掛商業高等学校の再編整備を実施し、矢掛商業高等学校の募集を停止する。

7 小規模校の統廃合計画と施設整備

県教育委員会は、平成 14 年 3 月に基本計画を策定し、1~3 学級規模の学校については、統廃合の考え方にに基づき、計画的に統廃合を推進するとしている。

一方、県立高等学校の整備については、建築から相当年数経過し、老朽化が進んでいる校舎もかなりあることから、計画的な改修が課題となっている。

小規模校は、廃校になれば再利用できず解体に至る可能性もある一方、施設整備は、校舎の耐震補強のように長期間利用できるような改修するケースが多いことから、整備が無駄になることもある。

こうしたことから、小規模校の統廃合計画と施設整備の整合をいかに図るかが課題となっている。

(1) 県立学校施設整備方針と統廃合計画

ア 県立学校施設整備方針

県教育委員会は、平成 18 年 12 月に県立学校施設整備方針（以下「施設整備方針」という。）を整理し、これにより県立高等学校の施設整備を行うことにしている。

施設整備方針は、次の 3 つの柱からなっている。

施設の耐震化は、県の耐震改修促進計画に沿った形での整備を行う。

「県立学校再編整備基本計画」で統廃合の対象となることが見込まれる学校については、当面整備を見送る。

校舎改築及び耐震改修に当たっては、関係課と連携をとり、整備対象校の生徒数と教室及び教育内容から適正規模を判断し、教室の集約化を図るなど、効率的な整備を行う。

イ 基本計画策定後から施設整備方針決定までの施設整備

基本計画を策定した平成 14 年度から施設整備方針を整理した平成 18 年 12 月までについては、どのような考え方で統廃合の対象となることが見込まれる学校の施設整備を行ってきたか県教育委員会に確認したところ「学校施設の整備に当たっては、安全・安心な学校環境の確保の観点から、耐震対策を最優先課題として取り組んでいる。アスベスト除去、外壁工事など生徒の安全に直接関わる緊急性の高い工事は、緊急性を検討し実施している。また、「老朽化し耐用年数が到来した又は近づいてきている校舎・体育館」、「水道水の錆など生徒の健康・衛生面の配慮が必要な内部リフレッシュ事業」については、安全性・緊急性などを十分検討の上、計画的に実施することとしている。予算要求の際に、当該校の当面の統廃合の可能性について、関係課と連携し慎重に検討した上で決定してきた。」との回答があった。

(2) 小規模校における工事の実績

基本計画策定後の平成 14 年度から平成 19 年度までの小規模校の工事種別の工事実績は、表 39 のとおり合計で約 22 億 8,000 万円となっている。

工事種別で最も金額が大きいのは、外部リフレッシュ工事で平成 14 年度から平成 18 年度までに 10 校に対して、約 6 億 9,000 万円の工事を実施している。

次に金額が大きいのは、体育館新築工事で平成 16 年度と平成 19 年度に約 5 億 700 万円の工事を実施している。（加計高等学校については、予算額を計上）

いずれの工事も、改修周期は 20 年~25 年としている。

〔表 3 9〕小規模校における工事種別工事一覧表

(単位:円)

区分	年度	学校名	工事概要	契約金額
耐震	17	千代田 , 忠海	校舎耐震改修等	302,401,050
外部リフレッシュ	14	賀茂北 , 自彊 , 庄原格致 , 沼南 , 大柿	外壁の補修, 塗装	692,619,900
	15	加計芸北 , 大崎海星 , 竹原		
	16	庄原格致		
	18	神辺 江田島		
内部リフレッシュ	16	大崎海星 , 音戸 , 三次青陵 , 庄原格致 , 沼南	内装, 電灯・電気配線, 建具改修等	311,908,800
防水	18	上下	屋上防水等	19,966,750
	19	湯来南		
体育館	16	音戸	体育館の改築	506,707,000
	19	加計		
エレベータ	17	忠海 , 日彰館	エレベータの設置 (身体障害者用)	95,683,350
	18	河内		
その他	14	上下	便所棟増築, 部室新築 寄宿舎改修等	350,563,600
	15	庄原格致 ,		
	16	音戸		
	17	佐伯 , 油木		
	18	上下 , 自彊 , 三次青陵		
	19	音戸 , 河内 , 神辺		
計				2,279,850,450

(注) 工事の実績は, 県教育委員会施設課執行分(平成 17 年度までは 2,000 万円以上, 平成 18 年度からは 500 万円以上の工事)で, 各学校で執行した維持修繕費は計上していない。平成 19 年度のうち未契約分については, 予算額を計上している。

学校名の後の丸数字は, 平成 19 年度の募集学級数である。

(3) 小規模校の統廃合計画と施設整備の整合性

小規模校の統廃合計画と施設整備の整合性が図られているかどうかについて, 江田島高等学校と加計高等学校の 2 つの事例により検討する。

〔表 4 0〕江田島高等学校と加計高等学校の施設整備

高等学校名	入学定員(人)	入学 者数 (人)	再編整備基本計画に 伴う決定事項	工事 年度	工事内容	金額 (千円)
江田島	17 年度 40	37	平成 20 年度から募集停止 (平成 19 年 7 月 13 日発表)	18	校舎外壁の全 面補修	47,565
	18 年度 40	34				
	19 年度 40	39				
加 計	17 年度 80	41	未定	20	体育館の改築 (建替え)	324,236
	18 年度 80	39		~		
	19 年度 40	40		21	平成 18 年度に 実施設計を行っ た。	

(注) 加計高等学校の体育館改築については, 平成 19 年 12 月に規模の見直しを行うことにしたため, 工事は平成 20 年度, 平成 21 年度になる見込みである。

金額は, 平成 19 年度当初予算額である。

ア 江田島高等学校

江田島高等学校については、校舎の外壁全面補修工事を平成 18 年 11 月 23 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間で行っている。この外壁工事の取替え周期（耐用年数）について県教育委員会は、約 20 年としている。

県教育委員会は、工事が終了した 4 か月後の平成 19 年 7 月に募集停止を発表しており、江田島高等学校は今年度を含め、あと 3 年で廃校となる。

県教育委員会は、工事を行った理由を、「当該建物は普通教室棟及び管理棟であり、生徒・職員用玄関もある。またグラウンドに面している棟で生徒が日常的に当該校舎棟を通行しており、生徒の安全に直接関わるものとして実施したものである。外壁改修の目安である 20 年を超え、建築後 24～29 年経過しており、建物全体に鉄筋の錆によるコンクリート・モルタルの剥離や浮き、全般的な亀裂が生じていた。海岸から近いため、塩害による急速な劣化進行が懸念され、「応急的な措置では施工後の生徒の安全性が確保できない」という技術的な見地から、全面改修が必要であると判断し、緊急的に実施したものである。また、基本計画の担当課である学校経営課と施設課は連携しながら工事計画を作っている。」と説明しているが、施設課は、「江田島高等学校は、当面統廃合対象ではないことを確認した上で工事を行った。」と説明しており、工事の計画を検討した時点（平成 18 年の秋）では、江田島高等学校の募集停止が事前に計画されていなかったことがうかがえる。

イ 加計高等学校

加計高等学校については、平成 18 年度に体育館改築の地質調査及び実施設計を行っており、平成 19 年度及び平成 20 年度で建築工事を行う予定となっていた。

その後、県教育委員会は、平成 19 年 12 月に財政状況やコスト削減、学級数減等を勘案し、体育館の施設規模を見直すことにしたため、工事は平成 20 年度、平成 21 年度にずれ込む見込みとなっている。

県教育委員会は、平成 18 年 12 月に施設整備方針を整理し、基本計画で統廃合の対象となることが見込まれる学校については、当面整備を見送るとしているにもかかわらず、なぜ加計高等学校では、体育館の改築工事を行うことにしたのか、その理由を「加計高等学校は、今年度 1 学級規模になったわけで、工事計画を策定した段階では統廃合の対象という考えはしていない。あと 3 年で体育館の耐用年数が到来する。改築の計画決定時点では、募集停止の状況に進む状況ではなかったということを前提に決定した。」としている。

基本計画で統廃合の対象となることが見込まれる高等学校は、1～3 学級規模の高等学校となっている。

また、加計高等学校の平成 17 年度から平成 19 年度までの入学者数を見ると、前記の表のとおり、平成 17 年度 41 人、平成 18 年度 39 人、平成 19 年度 40 人となっている。こうした実態を見ると、募集定員が 2 学級規模であるとはいえ、入学者数は 1 学級程度であり、改築の計画決定時点の学級規模で判断し、施設整備を実施する高等学校とすることは疑問である。

加計高等学校の統廃合を、今後どのように行うのかを決定しないまま、現在の体育館が 3 年後に耐用年数が到来するという理由で、耐用年数が 34 年の体育館を新築することは、施設整備と基本計画について、整合性を保ちながら計画的に実施しているとは言いがたい。

第5 監査結果のまとめ

1 これまでの基本計画の進捗状況

平成14年3月に策定され、平成20年度までを当面の目標とする基本計画では、「生徒自身が学習活動や部活動等において、お互いに切磋琢磨しながら活力ある学校生活を送ることができること、多様な科目を開設し、生徒の希望に応えることができるような教育内容を提供すること、さらには、適切な学校経営を行うこと等の観点から、全日制高等学校の規模は1学年4学級から8学級が適正である。」として、1学年3学級以下の高等学校は、次により計画的に統廃合を推進するとしている。

1 学年1学級規模の学校

在籍状況(入学率)地元中学校の進学状況(地元率)等を勘案しつつ、統廃合を行う方向で具体的な検討を進める。

1 学年2学級又は3学級規模の学校

今後の生徒数の推移を見ながら、近隣校との統廃合を検討する。ただし、近隣に高等学校がない場合にあっては、1学年1学級となった段階で、前記により取り扱う。

しかしながら、基本計画策定後、6校の募集停止が行われたが、この間の学校規模別の高等学校数の推移は次のとおりであり、むしろ1学級規模の高等学校を含め小規模校の数は増えている。

〔表41〕県立高等学校(全日制課程)の学級規模別の状況

(単位:校)

学級規模	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1学級	11	11	11	10	12	13
2学級	12	12	11	12	13	12
3学級	7	6	6	11	9	9
4学級以上	59	58	59	53	52	51
計	89	87	87	86	86	85

また、全国状況を見ると、広島県は小規模校の多い都道府県の第3位となっており、広島県は全国有数の小規模校が多い県となっている。なお、1学級規模の高等学校については、同じ中国地方の岡山県と鳥取県は0校となっている。

2 小規模校の教育活動

監査の結果、小規模校は次のとおり、生徒自身が学習活動や部活動などにおいて、お互いに切磋琢磨しながら活力ある学校生活を送ることができること、多様な科目を開設し、生徒の希望に応えることができるような教育内容を提供することが十分できる環境にはなかった。

(1) 教科指導

小規模校、特に1学級規模の高等学校では、少人数ならではのきめ細かい教育に努めている状況がうかがえたが、常勤職員の配置が少ないことから次のような問題点が生じている。

ア 開設科目数が制限され、生徒の科目選択の幅が小さくなり、進路選択に制約が生じている。

イ 適正規模校と比べ、専門の常勤職員の割合が低い状況にある。例えば、地理歴史や理科の科目については、次のように大きな差があり、十分な指導が難しい状況にある。

〔表４２〕平成 18 年度科目における専門の常勤職員の配置状況

(単位：%)

学級規模	地理歴史		理科	
	世界史	日本史	物理	化学
1 学級	33.3	33.3	28.6	28.6
4～8 学級	60.2	83.2	81.5	76.1

ウ 科目数を増やすことにより、時間単位で勤務する非常勤講師の授業時間の割合が高くなっている。平成 18 年度年間総授業時間数のうち非常勤講師が担当する時間数の割合を見ると、非常勤講師は、1 学級規模の高等学校では約 31%、適正規模校では約 13%の授業を担当している。

非常勤講師は常時学校にいないため、授業時間外の生徒からの質問などに対応できないなど、教科指導の質の面で十分な対応ができない状況にある。

(2) 部活動

小規模校では、生徒数が少ないことから、次のような問題点が生じている。

ア 生徒数、指導者数(教諭等)がともに少なく、開設する部数が制限され、生徒の選択幅が狭くなっている。

イ 特に、団体競技のスポーツ部は、チーム編成が困難になることから、部数を限らざるを得なくなっている。

ウ 団体競技の部では、練習のみで大会に出場できない部もある。

エ 1 人の教諭等が複数の部を指導するなど、指導体制が十分でない。また、専門の指導者が少ない。

3 小規模校における施設整備

県教育委員会は、統廃合の対象となることが見込まれる学校については、当面、整備を見送る方針としている。

しかし、平成 19 年 7 月に募集停止を発表した江田島高等学校では、募集停止の発表の 4 か月前に校舎の外壁全面補修工事(耐用年数約 20 年)が行われている。

また、1 学級規模の加計高等学校では、平成 20 年度及び平成 21 年度に体育館の建替え工事が行われる予定である。

統廃合対象校であっても、生徒の安全性は軽視できないため、何らかの改修が必要であることは理解できるが、応急措置や補強工事での対応では済まなかったのか、全面補修や建替えが真に合理的と言えるのかどうか十分検討する必要がある。

第6 監査委員意見

1 基本計画に基づく適正規模化の進捗状況と積極的な推進

基本計画が策定された平成13年度は、89校中29校、全体の32.6%が小規模校であったが、基本計画が策定されて6年後となる今年度の状況を見ると、85校中34校、全体の40.0%が小規模校となり、基本計画策定時より、かえって増加している状況となっている。

基本計画では、高等学校の適正規模化を推進する背景として、小規模化により効果的な教育活動の展開が困難であることを挙げている。

監査の結果においても、小規模校の教科指導や部活動などの教育環境は、適正規模校に比べ問題点が多いことが確認された。

現在、小規模校は基本計画策定時より増加しており、高等学校において、よりよい教育環境の下で効果的な教育活動を展開するためには、小規模校の統廃合を積極的に推進し、適正規模化を図る必要がある。

なお、県教育委員会は、適正規模化のための統廃合の実施に当たっては、入学率、地元率、統廃合が地域に与える影響、地域バランス、周辺の県立高等学校の特色づくりや再編整備の状況等を考慮し、実施年度の調整を行うとしているが、統廃合を推進するためには、教育環境等の情報を積極的に開示し、地元等の関係者と統廃合の必要性について議論を進める必要がある。

また、今後の統廃合に向けては、小規模校の割合が低い、例えば岡山県（1学級規模校数0校）のように実施計画を定めるなどの取組方法を取り入れ、現行の推進方法を見直すとともに、積極的に推進する必要がある。

2 統廃合に伴う生徒への影響の緩和策

交通の利便性が低い地域に居住している一部の生徒については、地元の高等学校が統廃合となった場合、通学のための手段の確保や、奨学金制度を整えるなどの対策を検討し、統廃合が地元を受け入れられる環境を整えていくことも必要である。

3 小規模校の統廃合と有効な施設整備の実施

県立高等学校の施設については、生徒の安全性を確保することはいうまでもなく、充実した施設環境を整え、教育内容への対応など学校教育を行う上で必要な施設機能を整えることは、重要である。

一方、現在、国、地方を挙げて進められている厳しい行財政改革の中、限られた予算をどのように有効に活用して質的充実を図っていくかも課題となっている。

こうした状況の中で、基本計画で、効果的な教育活動が困難であり、統廃合の検討を行う必要があるとした小規模校について、今後のあり方や統廃合の実施時期等が明確にされないまま、過剰な施設整備が行われていた。

今後同様の施設整備が行われ、統廃合が実施された場合、施設整備が無駄になる可能性がある。県教育委員会は、小規模校の今後のあり方や統廃合の実施時期等を明らかにした上で、存続期間との整合性を図り、全面的改修や建替えではなく、応急的な措置を検討するなど、合理的な施設整備を行う必要がある。

このように、小規模校については、統廃合の時期と改修方法を併せて検討する必要があり、施設整備の観点からも基本計画の計画的な推進が必要である。

4 定年退職者等に対する非常勤講師の採用の働きかけと処遇

県立高等学校では、学校規模にかかわらず、非常勤講師の採用が難しい状況が生じているが、特に中山間地域に立地する小規模校では、より困難な状況である。

各高等学校では、自校の要望を満たす、資質の高い非常勤講師の採用に取り組んでい

るが、県教育委員会が作成している候補者名簿では、登録人数が少なく、採用に大変苦勞し、計画的な採用ができず、教育課程の編成を変更せざるを得ない状況となり、多様な教科・科目の設定等ができない高等学校もある。

このため、候補者名簿の登録人数を増やす必要があり、そのため定年退職者等に非常勤講師採用の実情を理解してもらい、支援及び協力をしてもらえよう強く働きかける必要がある。

また、現在一律となっている非常勤講師報酬については、より優れた者を確保するため、経験年数等に対応した報酬を設定するなどの検討が必要である。さらに、地理的に不利な地域については、採用の円滑化を図るため、特別の処遇を検討する必要がある。